

九州地方整備局（港湾空港関係）

工事の総合評価落札方式の
評価項目と配点の考え方

【平成 29 年 6 月版】

平成 29 年 6 月
国土交通省 九州地方整備局
港湾空港部

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品購入とは異なり、入札で落札者となった施工者の技術力によって品質が左右されます。このため、発注者は個々の工事の内容に応じて、適切な技術力を持つ企業を施工者として選定するとともに、適切な監督・検査を実施することで、公共工事の品質を確保する必要があります。

一方、わが国の財政状況は極めて厳しい状況にあり、公共工事もより効果的・効率的な事業執行が求められています。公共事業を今後さらに効率化するには、民間の持つ技術力を積極的に活用することが重要となってきています。

このような背景の中、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行されました。品確法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定しており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げています。

公共工事の品質確保を図るためにには、必要な技術的能力を有する者が施工を行う必要があります。発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるなど、受注者サイドの知恵や工夫の活用にも努めます。

総合評価方式では、これらを得点化し、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案等の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となります。

「九州地方整備局（港湾空港関係）工事の総合評価落札方式の評価項目と配点の考え方」は、九州地方整備局（港湾空港関係）における総合評価落札方式適用工事を対象として、その総合評価方式の概要と評価項目の設定及び配点等についての現段階での考え方を示し、総合評価落札方式の競争性・透明性・公平性の向上を図ることを目的として作成したものです。

今後、競争参加者等のご意見を伺いながら本資料の改善を行い、よりよい総合評価方式の構築を目指してまいります。

目 次

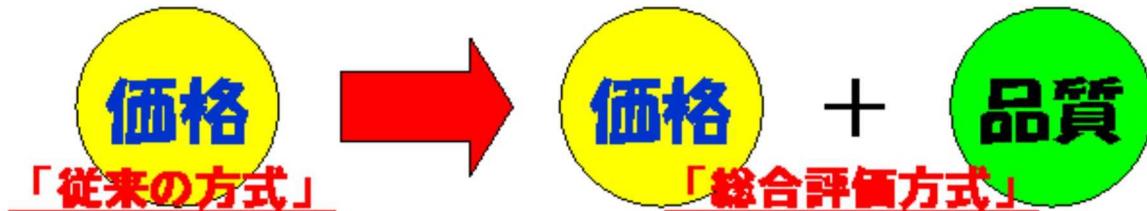
1. 総合評価方式の概要	1
1-1. 総合評価方式の概要	1
1-2. 九州地方整備局の入札契約方式と総合評価方式のタイプ	2
1-2-1. 入札契約方式	2
1-2-2. 技術提案評価型（S型）[WTO型含む]	2
1-2-3. 技術提案評価型（A型）	2
1-2-4. 施工能力評価型（I型）	2
1-2-5. 施工能力評価型（II型）	2
1-3. 総合評価方式のフロー	3
1-4. 九州地方整備局の総合評価方式の実施方針	3
1-5. 総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定	4
1-6. 総合評価方式のタイプ毎の評価項目と配点割合	6
1-7. 多様な入札方式の検討について	6
1-7-1. 一括審査方式	6
1-7-2. 詳細設計付き工事	6
1-7-3. 地元企業協調型	6
1-7-4. 休日確保方針提案型	6
1-7-5. WLB（ワークライフバランス）を考慮した総合評価方式	6
2. 評価項目の設定及び配点	7
2-1. 総合評価方式のタイプ毎の評価項目	7
2-2. 技術提案評価型（S型）[WTO型含む]の評価項目と配点	9
2-2-1. 技術提案の評価方法	10
2-2-2. 企業評価等	13
2-3. 施工能力評価型（I型・II型）の評価項目と配点	14
2-3-1. 施工計画の評価方法	15
2-3-2. 企業評価等	18
2-3-3. 地域貢献等	18
2-4. 加算点からの減点項目について	19
2-4-1. 減点の対象	19
2-4-2. 減点項目の措置内容の申請について	19
2-5. 技術提案等の評価結果の通知について	20
2-5-1. 技術提案評価型（S型）[WTO型含む]の通知について	20
2-5-2. 施工能力評価型（I型）[施工計画重視型]の通知について	20
2-5-3. 施工能力評価型（I型）[標準型]の通知について	21
2-6. 提出資料に不足があった場合の措置について	21
2-7. 技術提案等又は評価項目不履行時のペナルティ	22
2-7-1. 請負工事成績評定の減点	22

2・7・2. 違約金の徴収.....	23
2・8. 施工計画（施工上配慮すべき事項）不履行時のペナルティ	23
3. 施工体制確認型.....	24
3・1. 施工体制確認型の適用工事.....	24
3・2. 施工体制評価点	24
3・3. 施工体制確認型の審査・評価	25
別紙一 1 評価しない技術提案（オーバースペックを含む）	26
別紙一 2 「企業の施工能力」に関する評価基準.....	30
別紙一 3 「配置予定技術者の能力」に関する評価基準.....	37
別紙一 4 「地域貢献等」に関する評価基準.....	44
参考資料 1 競争参加資格確認通知書（技術提案評価型（S型） [WTO型含む] ）	49
参考資料 2 競争参加資格確認通知書（施工能力評価型（I型） [施工計画重視型] ）	50
参考資料 3 競争参加資格確認通知書（施工能力評価型（I型） [標準型] ）	51
参考資料 4 競争参加資格確認通知書（施工能力評価型（II型） ）	52
参考資料 5 入札時提案書（技術提案評価型（S型） [WTO型含む] ）	53
参考資料 6 入札時提案書（技術提案評価型（S型） [WTO型含む] ）	54

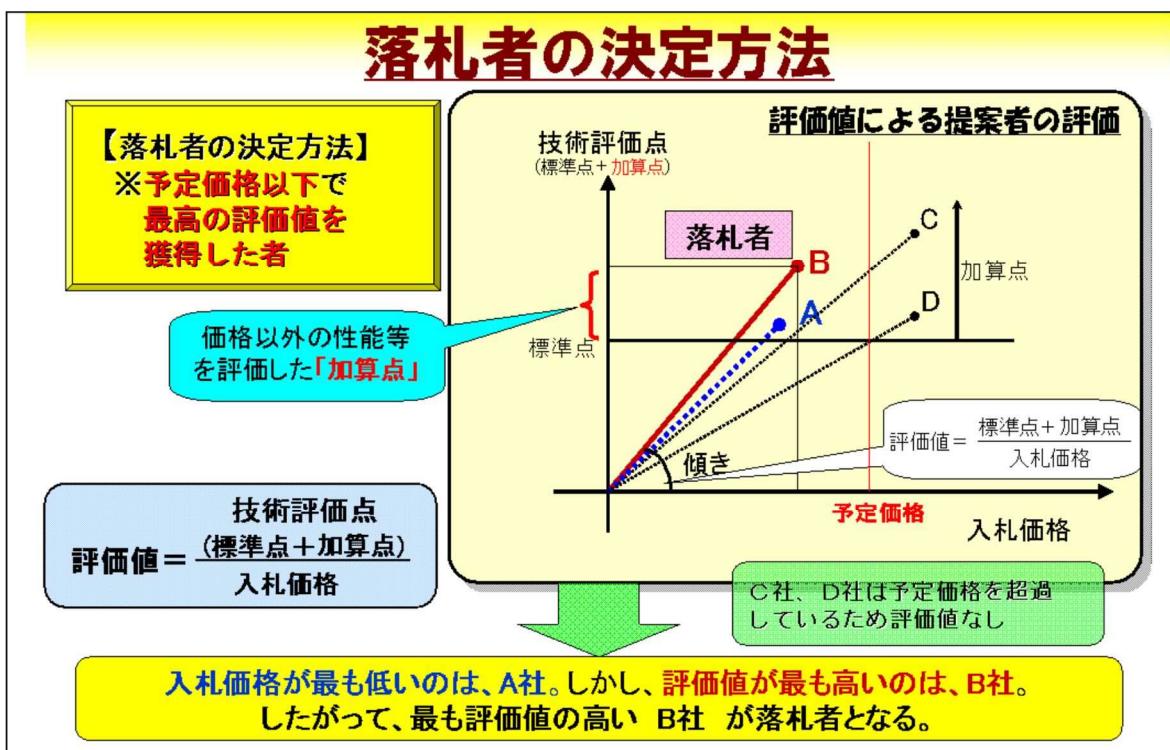
1. 総合評価方式の概要

1-1. 総合評価方式の概要

「総合評価方式」は、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。



九州地方整備局における評価値は、下図のように技術評価点（標準点+加算点）を入札価格で除することにより算出する。（除算方式）

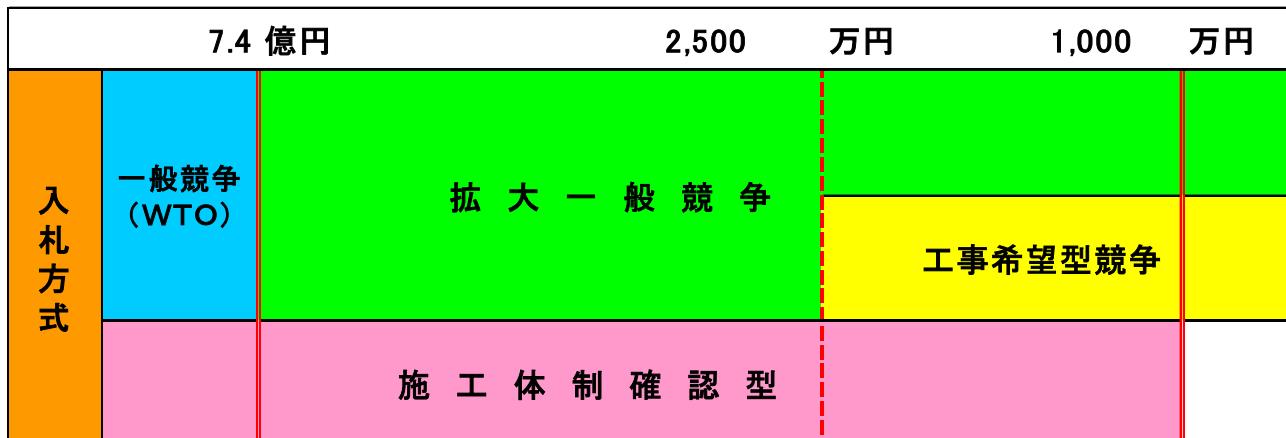


1-2. 九州地方整備局の入札契約方式と総合評価方式のタイプ

1-2-1. 入札契約方式

九州地方整備局では、予定価格 2.5 千万円以上の全ての工事において一般競争入札を基本とする。予定価格 2.5 千万円未満については工事希望型競争を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用するものとする。

また、原則全ての工事において施工体制確認型総合評価落札方式を適用するものとする（予定価格が 1 千万円未満を除く）。



※1,000万円を超える工事は、「施工体制確認型総合評価落札方式」を適用。

1-2-2. 技術提案評価型 (S型) [WTO型含む]

技術提案評価型 (S型) は、複数の課題あるいは、技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工能力等（企業の施工実績、配置予定技術者等の能力）と共に、特定の課題の技術提案を求めることにより、さらなる工事の品質向上を期待するものである。

なお、政府調達 (WTO) 対象工事は、協定に基づき施工能力等を評価項目としない。

1-2-3. 技術提案評価型 (A型)

技術提案評価型 (A型) は、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを目的とし、民間企業の優れた技術力を活用することにより、公共工事の品質をより高めることを期待するものである。

本総合評価方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定）に基づき、学識経験者の意見聴取による「評価方法の設定」が必要となるため、詳細は記載しないが、概要は「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」によるものとする。

1-2-4. 施工能力評価型 (I型)

施工能力評価型 (I型) [施工計画重視型] は、技術的な工夫の余地が小さいが、比較的難易度の高い工事において施工能力等（企業の施工実績、配置予定技術者等の能力）や地域貢献等と共に、施工計画（施工上の課題に対する技術的所見）について記述を求め、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかを確認するものである。

また、施工能力評価型 (I型) [標準型] は、施工計画（施工上の配慮事項に対する施工手順、工法等）について記述を求め、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するものである。

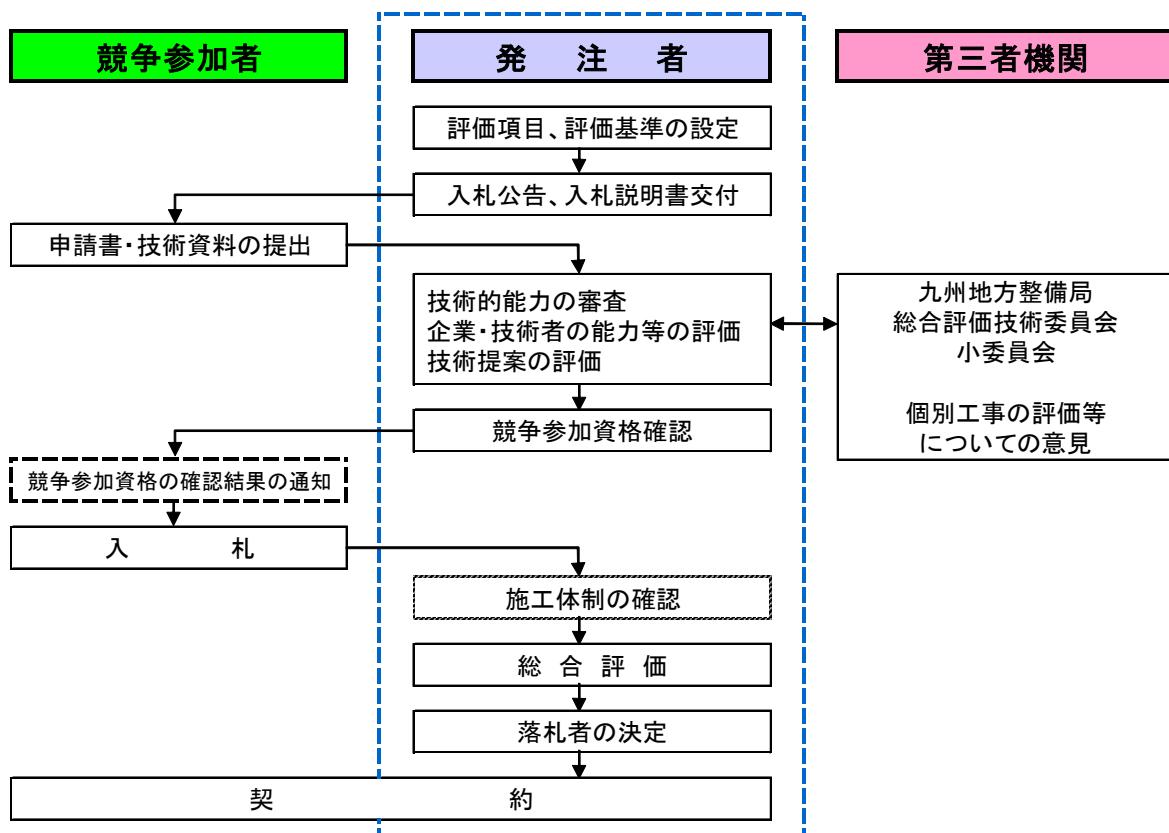
1-2-5. 施工能力評価型 (II型)

施工能力評価型 (II型) は、技術的な工夫の余地が小さく、難易度の低い工事において施工能力等（企業の施工実績、配置予定技術者等の能力）や地域貢献等の実績を求め、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するものである。

1-3. 総合評価方式のフロー

総合評価方式の標準的な実施手順は下記のとおりである。

総合評価方式を適用する全工事について、競争参加者から提出された技術資料等の評価・審査結果は、第三者機関「九州地方整備局総合評価技術委員会小委員会」において意見を聞くこととしている。



1-4. 九州地方整備局の総合評価方式の実施方針

総合評価方式の実施方針(H29d)

- 技術的難易度が高い工事ほど、加算点満点を高く設定する。
- 総合評価は、原則として、難易度により「施工能力評価型(Ⅱ型)」、「施工能力評価型(Ⅰ型)」、「技術提案評価型(S型)」、「技術提案評価型(A型)」を選定する。
なお、7.4億円以上はWTO対象工事とする。
- 予定価格が1千万円を超える全ての工事に原則として「施工体制確認型総合評価落札方式」を適用する。



「総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定」

「施工体制確認型」

- 技術提案評価型(WTO型)は60点
- 技術提案評価型(S型)は50点～60点
- 技術提案評価型(A型)は70点
- 施工能力評価型(Ⅰ型)は40点
- 施工能力評価型(Ⅱ型)は40点

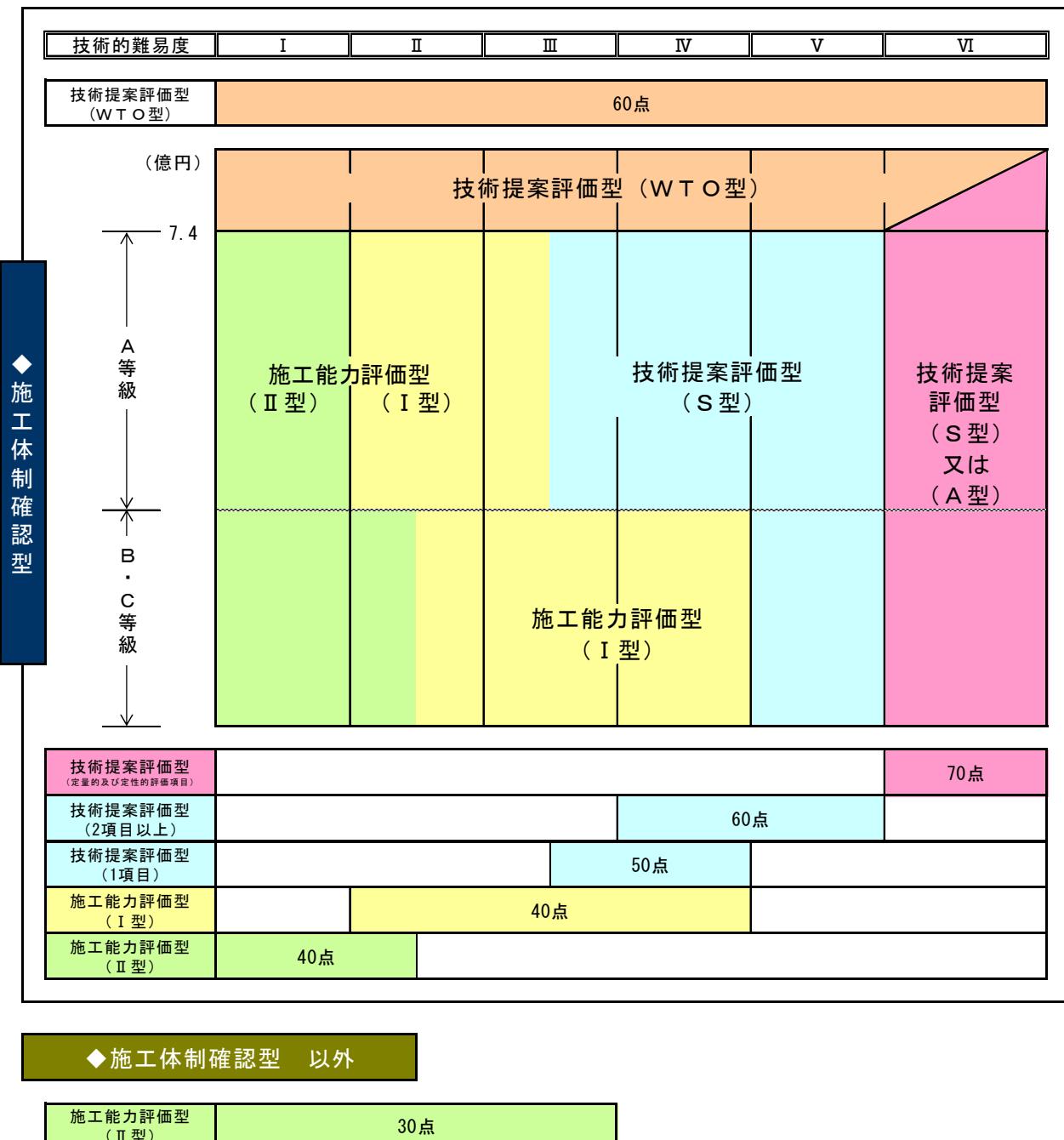
「施工体制確認型」以外

- 施工能力評価型(Ⅱ型)は30点

1-5. 総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定

総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定は、工事規模や難易度（表一 1）により、図一 1 のように設定する。

図一 1 総合評価落札方式のタイプ選定及び加算点満点の設定



表一 1 工事区分別の技術的難易度表

事業区分	工事区分 (構造形式・工法分類)	工事難易度					
		I	II	III	IV	V	VI
港湾・港湾海岸	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事(ブロック式)、岸壁工事(杭式桟橋を除く)、地盤改良工事、捨石基礎工事、ケーソン製作工事		易	やや難	難		
	防波堤工事(ケーソン式)、岸壁工事(杭桟橋式)			易	やや難	難	
	沈埋トンネル工事				易	やや難	難
	養浜・覆砂	易	やや難	難			
	流路工事	易	やや難	難			
	橋梁上部工、橋梁下部工、道路共同溝 (推進工法、開削工法)、電線共同溝(道路)		易	やや難	難		
	道路トンネル (シールド工法、開削工法)、道路共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	道路舗装、道路付属施設、カルバート工(道路)、擁壁工(道路)、道路排水工	易	やや難	難			
	堰・水門		易	やや難	難		
空港	公園	易	やや難	難			
	空港土工事、排水工事(カルバート含む)	易	やや難	難			
	空港舗装工事、地盤改良工事		易	やや難	難		

1-6. 総合評価方式のタイプ毎の評価項目と配点割合

評価項目	施工能力評価型 (Ⅱ型)			施工能力評価型 (Ⅰ型)		技術提案評価型 (S型)		技術提案評価型 (WTO型)	技術提案評価型 (A型)
	施工体制 確認型以外	標準タイプ	A等級 向けタイプ	[標準型]	[施工計画重視型]	標準タイプ			
施工計画	—	—	—	—	20	—	—	—	—
技術提案	—	—	—	—	—	30	40	60	70
施工能力等	企業評価	12	18	20	18	8	10	10	(20)
	技術者評価	12	18	20	18	8	10	10	(20)
地域貢献等	6	4	—	4	4	—	—	—	—
加算点満点	30	40	40	40	40	50	60	60	70
備考	—	—	—	施工計画 3項目 (可・不可評価)	施工計画 1項目 (3提案迄)	技術提案 1項目 (3提案迄)	技術提案2項目以上(1項目当り3提案迄) A型の場合 ・段階選抜(企業・技術者:40点満点) ・技術提案の良否(70点満点)		

1-7. 多様な入札方式の検討について

1-7-1. 一括審査方式

- ・企業の技術力審査・評価の効率化を図るため、条件を満たす2以上の工事において、提出された技術資料（技術提案等）の内容を同一のものとすることができる試行工事を検討する。

1-7-2. 詳細設計付き工事

- ・構造物の構造型式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括で発注することにより、製作・施工者のノウハウを活用する詳細設計付き工事の試行を検討する。

1-7-3. 地元企業協調型

- ・発注規模が5億円を超え、7.4億円(WTO)未満の工事において、地元企業の受注機会の増加を目的として、特定JV構成員にB等級の参加可能な試行工事を実施する。

1-7-4. 休日確保方針提案型

- ・施工能力評価型（Ⅰ型）[標準型]を適用する工事において、提出する資料の一部に休日確保の方針を明示し、これを評価し、休日確保の履行義務を求めて、技術者等の確実な休日確保を図る試行工事を実施する。

1-7-5. WLB（ワークライフバランス）を考慮した総合評価方式

- ・WLBの推進に向けた取り組みスケジュール（国土交通省 公表：平成28年5月）に基づき、港湾土木工事（WTO政府調達協定対象事業）を対象とし、WLBを考慮した総合評価方式を平成29年度契約（工事）の一部に導入する。

2. 評価項目の設定及び配点

2-1. 総合評価方式のタイプ毎の評価項目

表一 2に準じて、総合評価方式のタイプ【技術提案評価型（S型）[WTO型含む]、施工能力評価型（I型・II型）】により、評価項目を設定する。

※チャレンジ型総合評価落札方式

競争参加者の技術提案力又は施工計画力をより高く評価することによって、技術力のある者が参加・競争（チャレンジ）できる環境を整えて、受注実績の少ない企業も含め、より多くの企業の参入を促しつつ、価格と技術力に最も優れた者を選び、公共工事の品質確保、向上を図ることを目的として、チャレンジ型総合評価落札方式を試行する。

チャレンジ型総合評価落札方式の試行概要

○試行対象：総合評価方式のタイプ：施工能力評価型（I型）、技術提案評価型（S型）

○技術提案の配点割合

・技術提案力をより高く評価するため、引き続き技術提案の評価点割合を高める

施工能力評価型（I型） 加算点満点 40点の場合

	施工計画	企業	技術者	地域貢献
通常 [施工計画重視型]	20	8	8	4
[チャレンジ型]	32	2	2	4

技術提案評価型（S型） 加算点満点 60点の場合

	技術提案	企業	技術者
通常	40	10	10
[チャレンジ型]	56	2	2

○技術提案数は、標準型（通常）の提案数と同様

- 技術提案評価型（S型）の場合：1項目あたりの提案数を3提案まで可能
- 施工能力評価型（I型）の場合：施工計画の提案数を3提案まで可能

表一 2 総合評価落札方式のタイプ毎の評価項目

評価の視点	評価項目	施工能力評価型(II型)			施工能力評価型(I型)			技術提案評価型(S型)		技術提案評価型(WTO型)	
		施工体制確認型以外 加算点 30点	標準タイプ 加算点 40点	A等級向けタイプ 加算点 40点	[標準型] 加算点 40点	[施工計画重視型] 加算点 40点	[チャレンジ型] 加算点 40点	標準タイプ 加算点 50点	[チャレンジ型] 加算点 60点	標準タイプ 加算点 50点	[施工計画重視型] 加算点 60点
		作業船使用の有無 あり なし	作業船使用の有無 あり なし	作業船使用の有無 あり なし	作業船使用の有無 あり なし	作業船使用の有無 あり なし	作業船使用の有無 あり なし	作業船使用の有無 あり なし	作業船使用の有無 あり なし	作業船使用の有無 あり なし	作業船使用の有無 あり なし
①施工計画	施工上配慮すべき事項				◎						
	施工上の課題に対する技術的所見					◎	◎				
②施工技術による省エネルギーと環境負荷の低減	工事目的物の性能・機能に関する事項	性能・機能									
	社会的要請に関する事項	環境の維持 交通の確保 特別な安全対策 省資源策又はリサイクル対策									
	総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト									
	その他評価すべき事項(任意設定)										
③企業の施工能力	工事実績(同種性)の評価	◎			◎			◎	◎		
	工事成績	◎			◎			◎	◎		
	表彰(優良施工・安全施工・優良担い手)	◎			◎			◎	◎		
	使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	施工機械等の自社保有状況		○	○	○	○	○	○	○	○	
	関連分野の技術開発の実績		○	○	○	○	○	○	○	○	
	ISOの認証取得状況		○	○	○	○	○	○	○	○	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況		○	○	○	○	○	○	○	○	
	下請予定者の表彰実績		○	○	○	○	○	○	○	○	
	技術的所見力の評価		○	○	○	○	○	○	○	○	
	技術提案力の評価		○	○	○	○	○	○	○	○	
	工事の手持ち状況		○	○	○	○	○	○	○	○	
	技術アドバイザータイプの評価		○	○	○	○	○	○	○	○	
	技術提案得点取得率の評価		○	○	○	○	○	○	○	○	
④配置予定技術者等の能力	工事実績(同種性・立場)の評価	◎			◎			◎			
	工事成績の評価	◎			◎			◎			
	表彰(優秀技術者)	◎			◎			◎			
	建設系の継続教育(CPD)の実施状況		○	○	○	○	○	○	○	○	
	配置予定技術者の資格		○	○	○	○	○	○	○	○	
	配置予定技術者の年齢		○	○	○	○	○	○	○	○	
	配置予定技術者の地域精通度		○	○	○	○	○	○	○	○	
	配置予定技術者の事故及び不誠実な行為に関する事案への関わりの有無		○	○	○	○	○	○	○	○	
	配置予定現場従事者の表彰		○	○	○	○	○	○	○	○	
	配置予定現場従事者の資格		○	○	○	○	○	○	○	○	
	配置予定現場従事者の年齢		○	○	○	○	○	○	○	○	
⑤地域貢献等	災害協定等に基づく活動実績	◎	◎			◎	◎	◎			
	近隣地域内工事の実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ボランティア活動[港湾開発に限る]による地域貢献の実績	○	2項目を選択	○	1項目を選択	○	1項目を選択	○	1項目を選択	○	1項目を選択
	災害時に活用できる作業船の自社保有状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	継続的な営業に基づく信頼度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑥事故及び不誠実な行為に対する評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑦施工体制評価	施工体制に関する評価(ヒアリング含む)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

2-2. 技術提案評価型（S型） [WTO型含む] の評価項目と配点

表一 3に準じて、工事内容や現場状況等により評価項目を設定する。

なお、政府調達（WTO）対象工事「技術提案評価型（WTO型）」の評価項目は技術提案のみとする。

表一 3 技術提案評価型（S型） [WTO型含む] の評価項目と配点

評価の視点	評価項目	評価段階	技術提案評価型（S型）				技術提案評価型（WTO型） 加算点 60点					
			標準タイプ 加算点 50点		[チャレンジ型] 加算点 50点							
			作業船使用の有無 あり なし		作業船使用の有無 あり なし							
ドヘ① ラ財技 イ務術 ン省提 にと案 よる包 括協議 及び標 準ガイ イ	工事目的物の性能、機能に関する事項	20段階	難易度 III,IV 1項目	30点	難易度 III,IV 1項目	46点	難易度 IV,V 2項目以上	難易度 IV,V 2項目以上	難易度 V以下 2項目以上	60点		
	環境の維持											
	交通の確保											
	特別な安全対策											
	省資源対策又はリサイクル対策											
	総合的なコストに関する事項											
	その他評価すべき事項 (任意設定)											
※2項目以上設定の場合は、重要度に応じてウェイト付けを行うことを基本とする。												
②企業の施工能力	工事実績(同種性)の評価	2段階	2点	3点	10点	2点 2点×1項目	2点	3点	2点 2点×1項目	2点		
	工事成績の評価	12段階	3点	4点			3点	4点				
	表彰(優良施工表彰・安全施工表彰・優良扱い手表彰)	5段階	1点	1点			1点	1点				
	使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況	8段階	4点				4点					
	施工機械等の自社保有状況	2段階										
	関連分野の技術開発の実績	3段階										
	ISOの認証取得状況	3段階										
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況	2段階										
	下請予定者の表彰実績	5段階										
	技術提案力の評価	3段階										
	技術アドバイザ体制の評価	3段階										
③配置予定技術者等の能力	工事実績(同種性・立場)の評価	3段階	3点	3点	10点	2点 2点×1項目	3点	3点	2点 2点×1項目	2点		
	工事成績の評価	12段階	4点	4点			4点	4点				
	表彰(優秀技術者)	3段階	1点	1点			1点	1点				
	建設系の継続教育(CPD)の実施状況	2段階										
	配置予定技術者の資格	3段階										
	配置予定技術者の年齢	3段階										
	配置予定技術者の地域精通度	3段階										
	配置予定技術者の事故及び不誠実な行為に関する事案への関わりの有無	2段階										
	配置予定現場従事者の表彰	3段階										
	配置予定現場従事者の資格	3段階										
	配置予定現場従事者の年齢	2段階										
事故及び不誠実な行為に対する評価		2段階	-5点 又は -2.5点		-5点 又は -2.5点		-6点 又は -3点		-6点 又は -3点			
最大加算点			50点		50点		60点		60点			

2-2-1. 技術提案の評価方法

技術提案は、工事内容により評価テーマを設定し、評価テーマ毎に 3 提案を求め、図一 2 に基づいて評価を行う。

なお、1 評価テーマあたり 3 提案を超える提案については評価の対象としない。

また、1 評価テーマあたり図表を含めて 2 ページまでの記載とし、2 ページを超えて記載された部分については、評価の対象としない。

さらに、技術提案の補足事項等を別資料として提出することは、不可とする。

なお、別紙一 1 に示す技術提案については、評価の対象としない。

また、当局が求める技術提案の趣旨を逸脱した提案についても、評価の対象としない。なお、過剰な提案及び汎用性のない提案については高く評価しない。

1 つの提案に対し、「1 つの工夫」を評価することを基本としているので留意すること。

その際、具体的には、以下の①、②の考え方で評価を行う。

① 1 つの提案において、複数の独立した工夫があると判断される場合【複数提案】には、最初に記載された 1 つ目の工夫のみを評価の対象とする。

【複数提案の事例】

“①鉄筋コンクリートに混和剤を添加”し、コンクリートの温度上昇を小さくすることで、ひび割れを抑制する。また、“②コンクリート打設後、打設面に膜養生剤を散布”し、乾燥によるひび割れを抑制する。

※最初に記載された 1)の工夫のみを評価の対象とする。

② 1 つの提案において、複数の独立した工夫があると判断されない場合【一連提案】であっても、提案できる工夫は 2 つまでとし、記載の順に評価の対象とする。

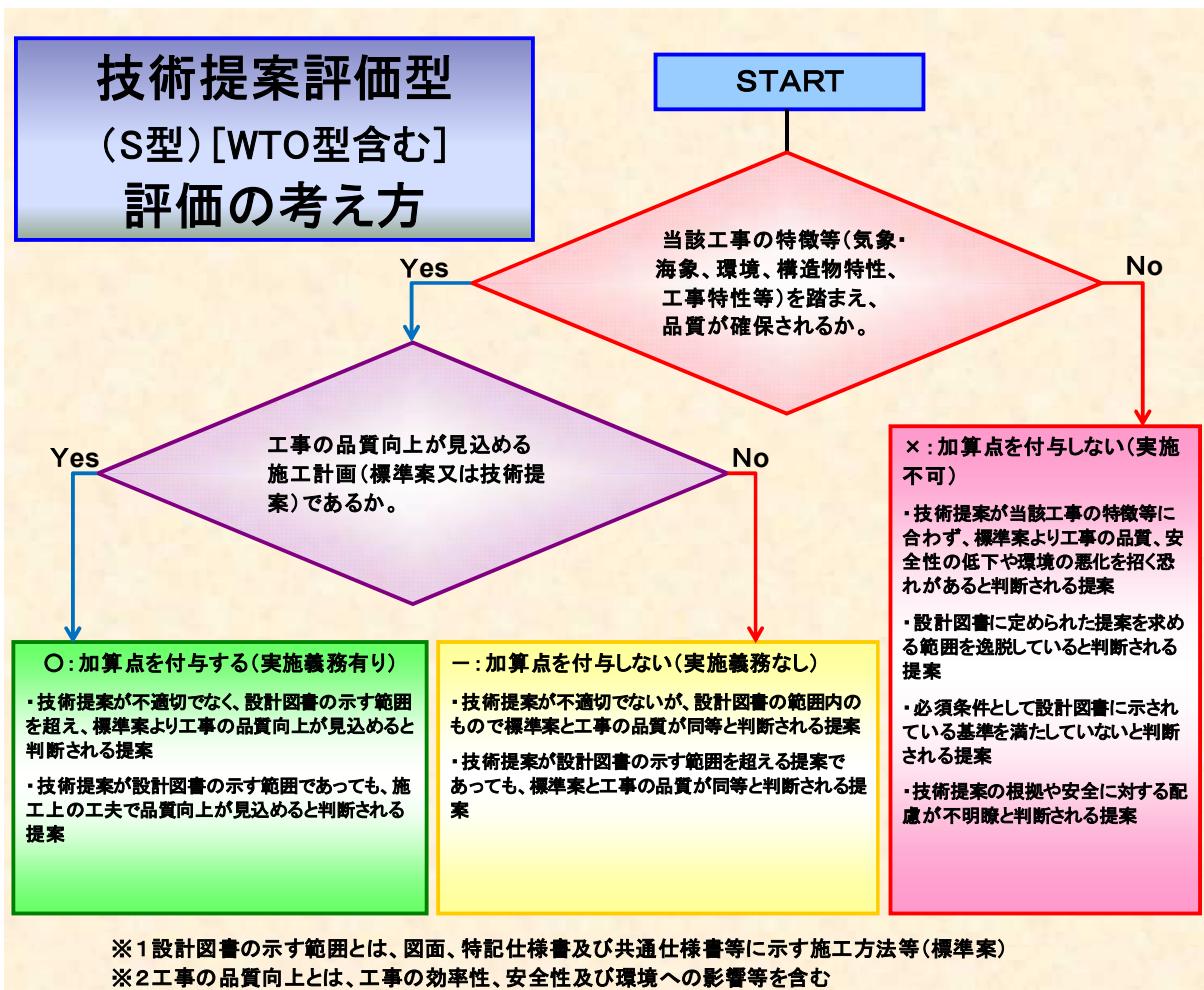
【一連提案の事例】

汚濁防止設備において、“①設備の枠組を補強”し、“②カーテン材のジョイント部も補強”することで、汚濁防止の効果を高める。

※記載順に 1)及び 2)の工夫を評価の対象とし、3)の工夫があった場合は、評価の対象外とする。

◎記載された工夫は評価の対象とならなくとも、履行義務が発生することに留意すること。

図一 2 技術提案評価型（S型）[WTO型含む] 評価の考え方



1) 以下に示す様な提案項目については、契約後の協議等により確認すべきものである事から、評価の対象としない。

- ①近接する他工事との調整や他機関等との協議（一般的な協議事項を除く）を要するもの
- ②特記仕様書、図面等の契約図書の変更が伴うもの
- ③その他、契約後の協議などにより確認を必要とするもの

2) 以下に示す様な提案項目については、施工不可（提案が不適切であるもの）として、評価の対象としない。

- ①施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
- ②関係法令に違反するもの
- ③工事目的物の変更が伴うもの
- ④その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの

技術提案評価型（S型）[WTO型含む]における技術提案の評価は、当局が設定した課題に対し、技術提案の工夫の『有効性』の観点に加えて、工夫の『確実性』及び『具体性』の観点より評価するものとし、表一 4に示すとおり、1 提案毎に有効性を5段階、確実性及び具体性を3段階評価し、その組み合わせによって総合的な評価を行い、最終的な評価を20段階で判定する。

表一 4 技術提案の「評価」の判定基準

【技術提案の「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせによる最終判定及び評価点】

評価項目	特に高い	>	高い	>	限定的	標準案に近い	標準案と同等
有効性	a	b ⁺	b	c ⁺	c	d	—
確実性	a		b		c		
具体性	a		b		c		

最終的な 「評価」の判定	「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせ					「d」 の場合
	有効性「a」 の場合	有効性「b ⁺ 」 の場合	有効性「b」 の場合	有効性「c ⁺ 」 の場合	有効性「c」 の場合	
A評価 (10.0点)	aaa					
B評価 (9.5点)	aab aba					
C評価 (9.0点)	aac abb aca					
D評価 (8.5点)	abc acb					
E評価 (8.0点)	acc					
F評価 (7.5点)		b ⁺ aa				
G評価 (7.0点)		b ⁺ ab b ⁺ ba				
H評価 (6.5点)		b ⁺ ac b ⁺ bb b ⁺ ca	baa			
I評価 (6.0点)		b ⁺ bc b ⁺ cb	bab bba			
J評価 (5.5点)		b ⁺ cc	bac bbb bca			
K評価 (5.0点)			bbc bcb			
L評価 (4.5点)			bcc	c ⁺ aa		
M評価 (4.0点)				c ⁺ ab c ⁺ ba		
N評価 (3.5点)				c ⁺ ac c ⁺ bb c ⁺ ca	caa	
O評価 (3.0点)				c ⁺ bc c ⁺ cb	cab cba	
P評価 (2.5点)				c ⁺ cc	cac cbb cca	
Q評価 (2.0点)					cbc ccb	
R評価 (1.5点)					ccc	
S評価* (1.0点)						d
「—」評価	標準案と工事の品質が同等					

※S評価：品質向上効果が標準案に近い提案

【提案事例】設計により打止め深度が定められている鋼管杭等の打設において、管理システムを使用して、リアルタイムに打設深度を確認する。

【最終判定した評価点の換算方法】（1 評価テーマあたり）

- ・1 評価テーマあたりの提案数は、3 提案までとする。
- ・表一 4 のとおり「有効性」「確実性」「具体性」の観点から、各提案毎に 10 点満点評価する。
- ・全提案の合計得点（3 提案 × 10 点 = 30 点満点）を当該評価テーマの配点に応じて換算する。

(換算の方法)

$$\frac{\text{技術提案の合計得点 (提案①+②+③)}}{30 \text{ 点}} \times \text{当該評価テーマの配点} = \text{換算評価点}$$

※各評価テーマ毎の換算評価点は、小数点第 4 位止、以下切り捨てとする。

※評価値を算出するための合計評価点は、小数点第 3 位止、以下切り捨てとする。

(計算例)

評価テーマ（1）の配点が 30 点の場合

$$\frac{\text{技術提案の合計得点 (提案①+②+③)}}{30 \text{ 点}} \times 30 \text{ 点} = \text{換算評価点 (1)} \quad (\text{小数点第 4 位止})$$

評価テーマ（2）の配点が 20 点の場合

$$\frac{\text{技術提案の合計得点 (提案①+②+③)}}{30 \text{ 点}} \times 20 \text{ 点} = \text{換算評価点 (2)} \quad (\text{小数点第 4 位止})$$

$$\therefore \text{換算評価点 (1)} + \text{換算評価点 (2)} = \text{合計評価点} \quad (\text{小数点第 3 位止})$$

2-2-2. 企業評価等

技術提案評価型（S 型）[WTO 型含む] における企業の施工能力、配置予定技術者等の能力の評価については、別紙一 2 及び別紙一 3 に示すとおり、あらかじめ設定した基準により評価を行う。

また、オプション項目については、工事の内容・特性等により設定する。

2-3. 施工能力評価型（I型・II型）の評価項目と配点

表一5に準じて、工事内容や現場状況等により評価項目を設定する。

表一5 施工能力評価型（I型・II型）の評価項目と配点

評価の視点	評価項目	評価段階	施工能力評価型（I型）						施工能力評価型（II型）					
			〔標準型〕 加算点 40点		〔施工計画重視型〕 加算点 40点		〔チャレンジ型〕 加算点 40点		施工体制確認型以外 加算点 30点		標準タイプ 加算点 40点		A等級向けタイプ 加算点 40点	
			作業船使用の有無	ありなし	作業船使用の有無	ありなし	作業船使用の有無	ありなし	作業船使用の有無	ありなし	作業船使用の有無	ありなし	作業船使用の有無	ありなし
①施工計画	施工上配慮すべき事項	2段階	難易度 II～IV 3項目 (可・不可評価)	○ ×										
	施工上の課題に対する技術的所見	3段階			難易度 II～IV 3提案	20点	3提案	32点						
②企業の施工能力	工事実績(同種性)の評価	2段階	4点	4点	2点	2点			4点	4点	4点	4点	6点	6点
	工事成績の評価	12段階	6点	6点	3点	3点			6点	6点	6点	6点	6点	6点
	表彰(優良施工 表彰・安全施工 表彰・優良担い手 表彰)	5段階	2点	2点	1点	1点			2点	2点	2点	2点	2点	2点
	使用作業船の保 有形態及び環境 性能達成状況	8段階	4点		2点				4点		4点		4点	
	施工機械等の自 社保有状況	2段階												
	関連分野の技術 開発の実績	3段階												
	ISOの認証取得 状況	3段階												
	建設業労働安全 衛生マネジメント システム等の認 証取得状況	2段階	2 点 × 1 項 目	2 点 × 3 項 目										
	下請予定者の表 彰実績	5段階												
	技術的所見力の 評価	3段階												
③配置予定技術者等の能力	工事手持ち状況	3段階												
	技術アドバイザ ー体制の評価	3段階												
	工事実績(同種 性・立場)の評価	3段階	6点	6点	2点	2点			5点	6点	6点	6点	6点	
	工事成績の評価	12段階	6点	6点	3点	3点			5点	6点	6点	6点	6点	
	表彰(優秀技術 者)	3段階	2点	2点	1点	1点			2点	2点	2点	2点	2点	
	建設系の継続教 育(CPD)の実施 状況	2段階	2 点 × 2 項 目	2 点 × 2 項 目	2 点 × 1 項 目	2 点 × 1 項 目			2 点 × 1 項 目	2 点 × 2 項 目	2 点 × 2 項 目	2 点 × 2 項 目	2 点 × 3 項 目	
	配置予定技術者 の資格	3段階												
	配置予定技術者 の年齢	3段階												
	配置予定技術者 の地域精通度	3段階												
	配置予定技術者 の事故及び不誠 実な行為に関する 事案への関わ りの有無	2段階												
④地域貢献等	配置予定現場從 事者の表彰	3段階	"	"	"	"			"	"	"	"		
	配置予定現場從 事者の資格	3段階												
	配置予定現場從 事者の年齢	2段階												
	災害協定等に基 づく活動実績	5段階	2点	2点	2点	2点			2点	2点	2点	2点	2点	
	近隣地域内工事 の実績	3段階												
	工事の確実かつ 円滑な実施体制 としての捉点	2段階	2 点 × 1 項 目	2 点 × 1 項 目	2 点 × 1 項 目	2 点 × 1 項 目			2 点 × 2 項 目	2 点 × 1 項 目	2 点 × 1 項 目	2 点 × 1 項 目	4点	
	ボランティア活動 による地域貢献 の実績	3段階												
	災害時に活用で きる作業船の自 社保有状況	3段階												
	継続的な技術者 保有に基づく信 頼度	3段階												
	継続的な営業に に基づく信頼度	3段階												
事故及び不誠実な行為 に対する評価			2段階	-4点 又は -2点		-4点 又は -2点		-4点 又は -2点		-3点 又は -1.5点		-4点 又は -2点		-4点 又は -2点
最大加算点				40点		40点		40点		30点		40点		40点

※「港湾海岸等」は、港湾法又は海岸法に基づいて国土交通省港湾局が所管する開発保全航路及び海岸とする。

2-3-1. 施工計画の評価方法

(1) 施工能力評価型（I型） [施工計画重視型]

施工計画の評価は、施工上の課題に対する技術的所見を3提案求め、図一3に基づいて評価を行い、表一6に示すとおり、1提案毎に3段階で評価する。

なお、3提案を超える提案については評価の対象としない。

また、図表を含めて1ページまでの記載とし、2ページを超えて記載された部分については、評価の対象としない。

さらに、施工計画の補足事項等を別資料として提出することは、不可とする。

なお、別紙一1に示す提案については、評価の対象としない。

また、当局が求める技術的所見の趣旨を逸脱した提案についても、評価の対象としない。なお、過剰な提案及び汎用性のない提案については高く評価しない。

1つの提案に対し、「1つの工夫」を評価することを基本としているので留意すること。

その際、具体的には、以下の①、②の考え方で評価を行う。

① 1つの提案において、複数の独立した工夫があると判断される場合【複数提案】には、最初に記載された1つ目の工夫のみを評価の対象とする。

【複数提案の事例】

“1)鉄筋コンクリートに混和剤を添加”し、コンクリートの温度上昇を小さくすることで、ひび割れを抑制する。また、“2)コンクリート打設後、打設面に膜養生剤を散布”し、乾燥によるひび割れを抑制する。

※最初に記載された1)の工夫のみを評価の対象とする。

② 1つの提案において、複数の独立した工夫があると判断されない場合【一連提案】であっても、提案できる工夫は2つまでとし、記載の順に評価の対象とする。

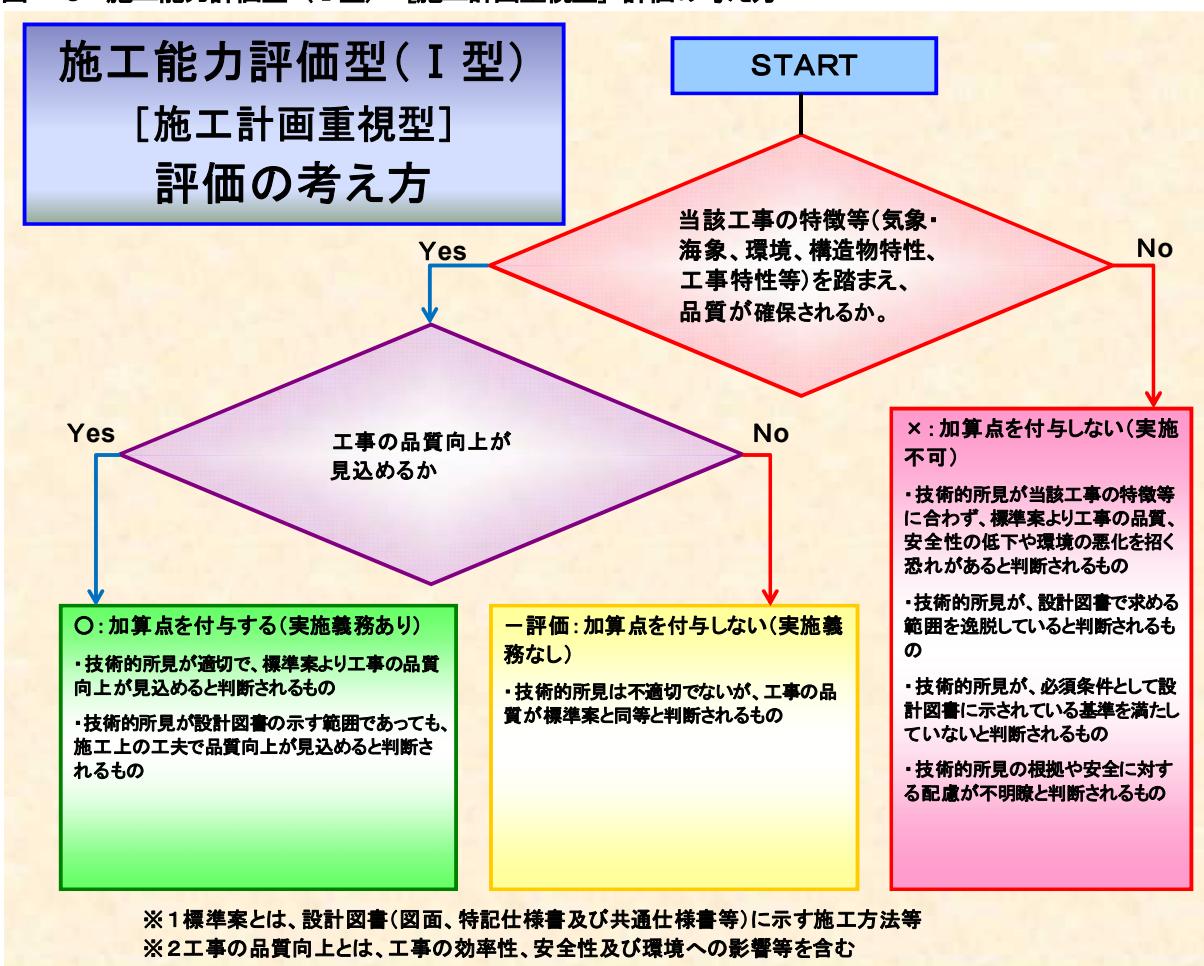
【一連提案の事例】

汚濁防止設備において、“1)設備の枠組を補強”し、“2)カーテン材のジョイント部も補強”することで、汚濁防止の効果を高める。

※記載順に1)及び2)の工夫を評価の対象とし、3)の工夫があった場合は、評価の対象外とする。

◎記載された工夫は評価の対象とならなくても、履行義務が発生することに留意すること。

図一 3 施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】評価の考え方



- 1) 以下に示す様な施工計画については、契約後の協議等により確認すべきものである事から、評価の対象としない。
 ①近接する他工事との調整や他機関等との協議（一般的な協議事項を除く）を要するもの
 ②特記仕様書、図面等の契約図書の変更が伴うもの
 ③その他、契約後の協議などにより確認を必要とするもの
- 2) 以下に示す様な施工計画については、施工不可（提案が不適切であるもの）として、評価の対象としない。
 ①施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
 ②関係法令に違反するもの
 ③工事目的物の変更が伴うもの
 ④その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの

表一 6 施工計画の評価表（1提案あたり）

評価	加算点の配点	施工計画重視型（加算点 20 点）
		チャレンジ型（加算点 32 点）
◎評価 : 効果の高い提案		2.0 点
○評価 : 効果の限定的な提案		1.0 点
-評価 : 標準案と同等、又は効果のない提案		0.0 点

【最終判定した評価点の換算方法について】

最終判定により決定した全施工計画の合計得点（満点の場合は、最大 3 提案×2 点=6 点）を、当該評価テーマの配点に応じて換算する。

(換算の方法)

$$\frac{\text{施工計画の合計得点} \text{ (提案①+②+③)}}{6 \text{ 点}} \times \text{加算点の配点} = \text{換算評価点}$$

※評価値を算出するための合計評価点は、小数点第 3 位止、以下切り捨てとする。

(計算例)

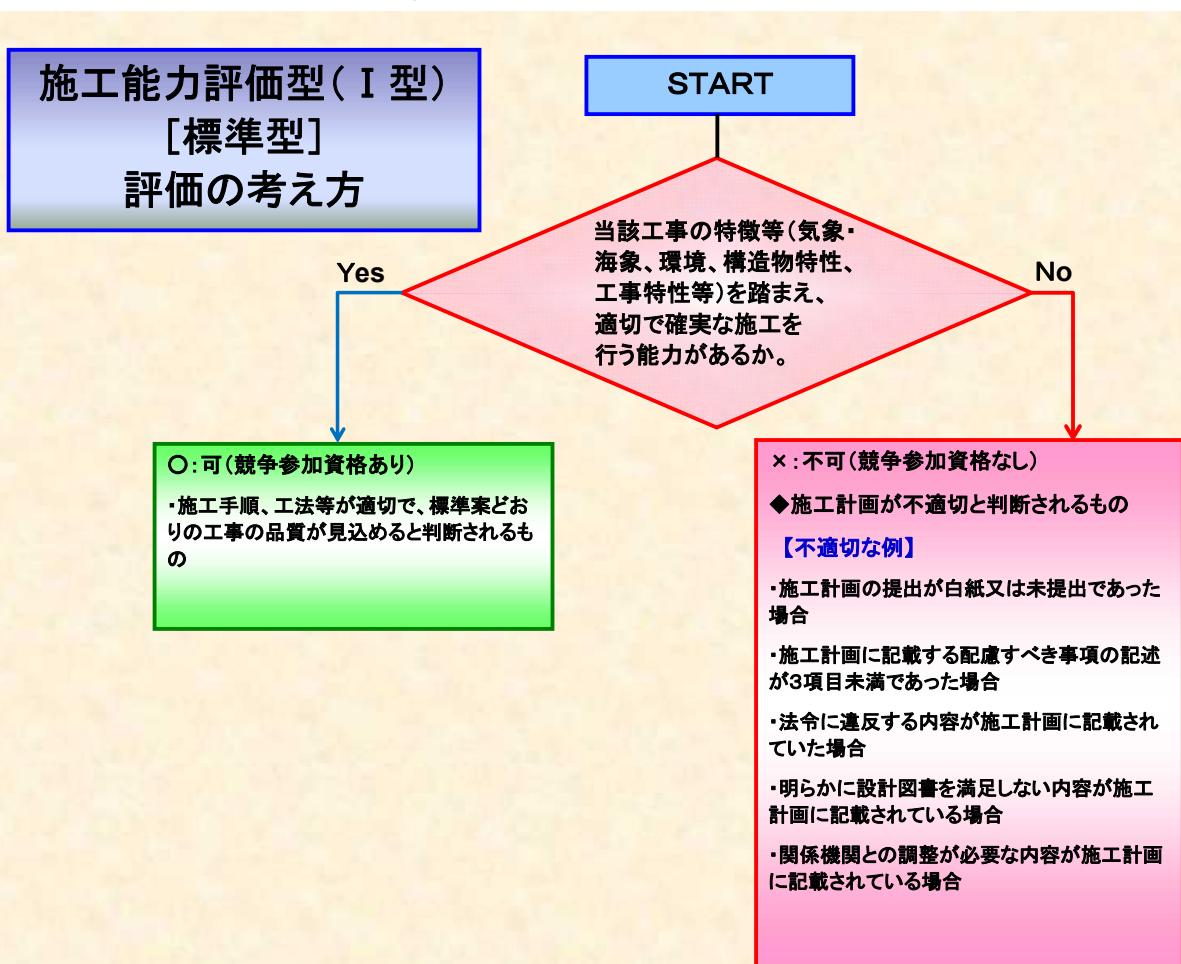
$$\frac{\text{施工計画の合計得点} \text{ (提案①+②+③)}}{6 \text{ 点}} \times 20 \text{ 点} = \text{評価点} \quad (\text{小数点第 3 位止})$$

（2）施工能力評価型（I型） [標準型]

施工計画の評価は、施工上配慮すべき事項について 3 項目求め、図一 4 に基づいて確認を行い、適切であれば「可（競争参加資格あり）」、不適切であれば「不可（競争参加資格なし）」とする。

なお、休日確保方針提案型試行工事においては、施工上配慮すべき事項 3 項目のうち、1 項目は休日を確実に確保する方針を記載するものとする。

図一 4 施工能力評価型（I型） [標準型] 評価の考え方



※1標準案とは、設計図書(図面、特記仕様書及び共通仕様書等)に示す施工方法等

※2工事の品質向上とは、工事の効率性、安全性及び環境への影響等を含む

2-3-2. 企業評価等

施工能力評価型（I型・II型）における企業の施工能力、配置予定技術者等の能力の評価については、別紙－2 及び別紙－3 に示すとおり、あらかじめ設定した基準により評価を行う。
また、オプション項目については、工事の内容・特性等により設定する。

2-3-3. 地域貢献等

施工能力評価型（I型・II型）における地域貢献等の評価については、別紙－4 に示すとおり、あらかじめ設定した基準により評価を行う。
また、オプション項目については、工事の内容・地域特性等により設定する。

2-4. 加算点からの減点項目について

政府調達（WTO）対象工事以外の総合評価落札方式において、事故及び不誠実な行為における、「指名停止」、「文書注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から加算点満点の10%または5%を減点する。
なお、減点の結果、加算点が0点未満（マイナス）となった場合には、競争参加資格を与えない。

2-4-1. 減点の対象

申請書及び資料の提出期限日において、下表に該当する場合に加算点の減点を行う。

措置内容	減点対象期間	加算点
九州地方整備局による「指名停止」	指名停止期間終了日の翌日から1ヶ月間	加算点満点の10%を減点
九州地方整備局による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点
九州7県、山口県、福岡市、北九州市、佐世保市、下関市による「指名停止」	指名停止の期間	加算点満点の10%を減点
九州7県、山口県、福岡市、北九州市、佐世保市、下関市による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点

※各県の措置については、各県が自ら発注した工事に係わる措置のみ対象とし、各県発注工事に関係しない「指名停止」等の措置については、減点の対象外とする。

※他地整、他省庁、各市町村（福岡市、北九州市、佐世保市、下関市を除く）、地方公社、特殊法人または公営民間企業等の措置は、減点の対象外とする。

※山口県の措置については、下関市内における工事を、減点の対象とする。

※九州7県、山口県が自ら発注した工事に係わる措置及び港湾管理者である福岡市、北九州市、佐世保市、下関市が自ら発注した工事に係わる措置についても、減点の対象とする。

※共同企業体（特定・経常JV）の場合は、代表者又は構成員のいずれか1社でも該当すれば減点の対象とする。

- 例) ・公正取引委員会からの警告に伴う九州地方整備局からの文書注意
・地方公共団体の粗雑工事による指名停止等
・いわゆる「名ばかり営業所」等の建設業法の不誠実な行為による指名停止等

2-4-2. 減点項目の措置内容の申請について

減点項目に該当する措置を受けている者は、指定の様式に基づき自己申請により措置内容を申請する。

なお、減点項目の措置内容が申請されずに、落札後に減点項目に該当する措置を受けていることが確認された場合は、別途、指名停止要領により措置を行う。

2-5. 技術提案等の評価結果の通知について

2-5-1. 技術提案評価型（S型）【WTO型含む】の通知について

技術提案評価型（S型）【WTO型含む】においては、契約条件の明示、不履行となる技術提案の明確化を図る観点から、競争参加資格確認通知書（参考資料1）において、1提案毎に、「○：加算点を付与する（実施義務有り）」、「－：加算点を付与しない（実施義務無し）」、「×：加算点を付与しない（実施不可）」にて、技術提案評価結果を各入札参加者に通知する。

なお、入札時提案書（参考資料5、参考資料6）に記載不備がある場合は入札無効となるので、十分留意が必要である。

①【○：加算点を付与する（実施義務有り）の判断】

- i : 技術提案が不適切でなく、設計図書の示す範囲を超え、標準案より工事の品質向上が見込めると判断される提案。
- ii : 技術提案が設計図書の示す範囲内であっても、施工上の工夫で品質向上が見込めると判断される提案。

②【－：加算点を付与しない（実施義務無し）の判断】

- i : 技術提案が不適切でないが、設計図書の範囲内のもので標準案と工事の品質が同等と判断される提案。
- ii : 技術提案が設計図書の示す範囲を超える提案であっても、標準案と工事の品質が同等と判断される提案。

③【×：加算点を付与しない（実施不可）の判断】

- i : 技術提案が現地環境条件に合わず、標準案より工事の品質、安全性の低下や環境の悪化を招く恐れがあると判断される提案。
- ii : 設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱していると判断される提案。
- iii : 必須条件として設計図書に示されている基準を満たしていないと判断される提案。
- iv : 施工計画の根拠や安全に対する配慮が不明瞭と判断される提案。

2-5-2. 施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】の通知について

施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】においては、契約条件の明示、不履行となる提案の明確化を図る観点から、競争参加資格確認通知書（参考資料2）において、1提案毎に、「○：加算点を付与する（実施義務有り）」、「－：加算点を付与しない（実施義務無し）」、「×：加算点を付与しない（実施不可）」にて、評価結果を各入札参加者に通知する。

①【○：加算点を付与する（実施義務有り）の判断】

- i : 技術的所見が不適切でなく、標準案より工事の品質向上が見込めると判断されるもの。
- ii : 技術的所見が設計図書の示す範囲内であっても、施工上の工夫で品質向上が見込めると判断されるものの。

②【－：加算点を付与しない（実施義務無し）の判断】

- i : 技術的所見が不適切でないが、工事の品質が標準案と同等と判断されるもの。

③【×：加算点を付与しない（実施不可）の判断】

- i : 技術的所見が現地環境条件に合わず、標準案より工事の品質、安全性の低下や環境の悪化を招く恐れがあると判断されるもの。
- ii : 技術的所見が設計図書で求める範囲を逸脱していると判断されるもの。
- iii : 技術的所見が必須条件として設計図書に示されている基準を満たしていないと判断されるもの。
- iv : 技術的所見の根拠や安全に対する配慮が不明瞭と判断されるもの。

2-5-3. 施工能力評価型（I型）【標準型】の通知について

施工能力評価型（I型）【標準型】においては、施工上の配慮事項に対する施工手順や工法等が適切であるか否かを確認し、適切であれば「可」、不適切であれば「不可（競争参加資格なし）」を各入札参加者に競争参加資格確認通知書（参考資料3）により通知する。

2-6. 提出資料に不足があった場合の措置について

競争参加資格確認申請書の提出時に行う当局の形式審査において、内容確認のために追加・補足資料を求める場合がある。

なお、技術提案又は施工計画に係る資料は、追加・補足資料の提出を認めない。

2-7. 技術提案等又は評価項目不履行時のペナルティ

正当な理由がなく、技術提案等又は評価項目が実施できない場合には、下記の措置を行う。

2-7-1. 請負工事成績評定の減点

①技術提案等

技術提案評価型（S型）【WTO型含む】及び施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】において、受注者により提案された技術提案等のうち、実施義務のある提案が受注者の責により履行できなかった場合には、下表により「請負工事成績評定」の減点を行う。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又は、その他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

請負工事成績評定の減点基準 技術提案評価型（S型、WTO型）	
不履行となった提案の割合	減点数
実施義務のある技術提案のうち、40%超えが履行できなかった場合	10点
実施義務のある技術提案のうち、20%を超え40%以下が履行できなかった場合	5点
実施義務のある技術提案のうち、20%以下が履行できなかった場合	3点

請負工事成績評定の減点基準 施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】	
不履行となった計画の割合	減点数
実施義務のある施工計画のうち、40%越えが履行できなかった場合	10点
実施義務のある施工計画のうち、20%を越え40%以下が履行できなかった場合	5点
実施義務のある施工計画のうち、20%以下が履行できなかった場合	3点

②評価項目

技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（I型・II型）において、受注者より申請された下記の評価項目において、受注者の責により履行できなかった場合は、不履行となった評価項目毎に申請に対して付与した加算点に応じて最大5点の「請負工事成績評定」の減点を行う。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又は、その他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

請負工事成績評定の減点基準（企業の施工能力及び配置予定技術者の能力）	
不履行となった項目の加点割合（加算点満点に対する割合）	減点数
加点割合が50%を超える場合	5点
加点割合が50%以下の場合	3点

評価項目	減点数
使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況について	最大5点
技術アドバイザ体制の評価について	最大5点
下請予定者の表彰実績について	最大5点
配置予定技術者の年齢について	最大5点
配置予定技術者の地域精通度について	最大5点
配置予定現場従事者の表彰について	最大5点
配置予定現場従事者の資格について	最大5点
配置予定現場従事者の年齢について	最大5点

2-7-2. 違約金の徴収

技術提案評価型（S型）【WTO型含む】及び施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】において、受注者により提案された技術提案等のうち、実施義務のある提案が受注者の責により履行できなかった場合は、技術提案等全体の再評価を行い、当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額（下式参照）を違約金として徴収を行う。ただし、当初契約額の10%を上限とする。

また、それぞれの技術提案等項目のうち、1提案でも履行できない場合は、当該項目の加算点を0点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又は、その他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

【違約金算出式】

$$\text{違約金} = \text{当初契約額} \times (1 - \frac{\text{施工後の技術評価点}}{\text{当初契約時の技術評価点}})$$

注1) 施工後の技術評価点=当初契約時の技術評価点-不履行となった提案評価項目に対して付与された加算点

注2) 当初契約時の技術評価点=標準点100点+加算点+施工体制評価点

2-8. 施工計画（施工上配慮すべき事項）不履行時のペナルティ

施工能力評価型（I型）【標準型】の休日確保方針提案型試行工事において、受注者より提出された施工計画（施工上配慮すべき事項）のうち、受注者の責により、【土日・祝日などの休日確保を基本としつつ、やむを得ず休日出勤をした場合でも一週間以内の代休の確保】が履行できなかった場合、下表により【請負工事成績評定】の減点を行う。

なお、受注者の責によらない場合とは、発注者の事情により設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

工事成績評定点の減点基準	減点数
平成29年度試行工事（陸上工事）	5点
平成29年度試行工事（海上工事）	3点

3. 施工体制確認型

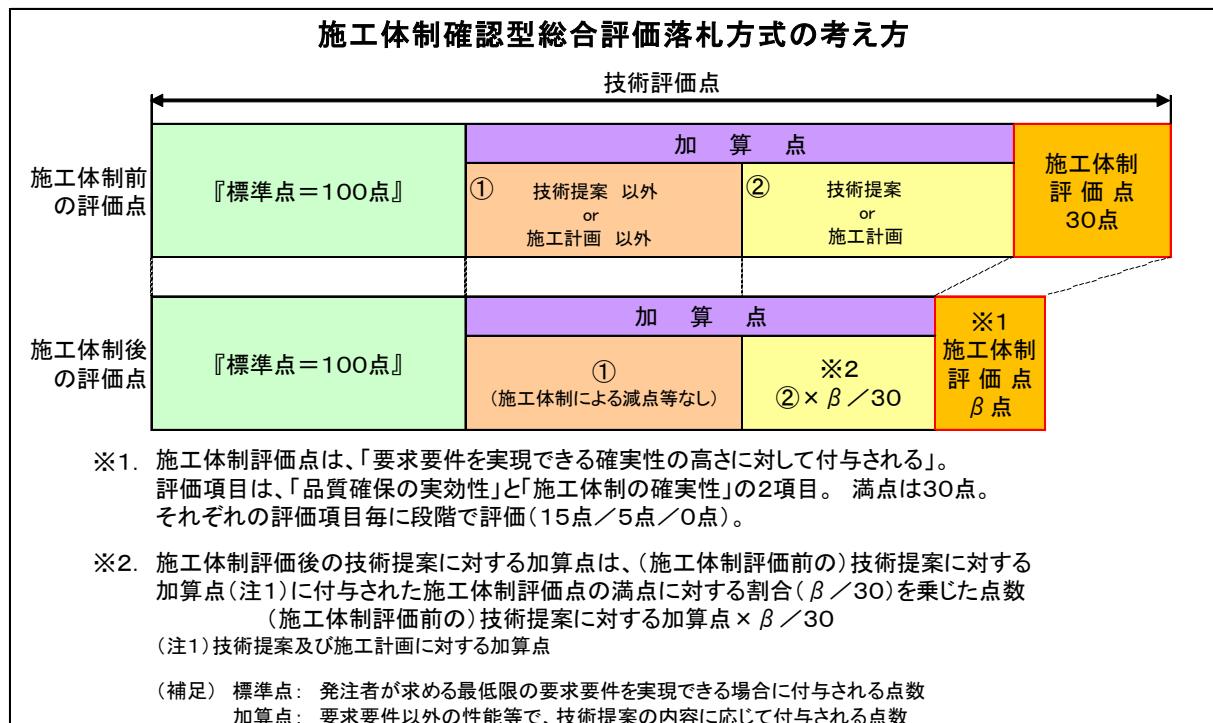
3-1. 施工体制確認型の適用工事

施工体制確認型総合評価落札方式は、「緊急公共工事品質確保対策」として実施するもので、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを確認するものである。

九州地方整備局においては、原則として随意契約を除く予定価格が1千万円を超える全ての工事に適用するものとする。

3-2. 施工体制評価点

施工体制評価点は30点満点とし、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」の評価項目毎に各15点を配点する。



施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	加算点	評価項目	評価基準	加算点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
	その他	0点		その他	0点

3-3. 施工体制確認型の審査・評価

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。但し、申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格以上で工事費内訳書に疑義がない入札参加者は、ヒアリングを省略し、施工体制評価点は満点を付与する。

申込みに係る価格が調査基準価格に満たない入札参加者に対しては、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、ヒアリングのための追加資料（下表参照）の提出を求める。評価に当たっては、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価する。

なお、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、ヒアリングを行わず当該業者の入札を無効とする。

追加資料の様式(着色した様式が該当)		【凡例】 ○ 様式及び添付資料を提出 ○ 様式のみ提出	
様式番号	名称	施工体制確認型総合評価	低入札価格調査
表紙(施工体制)	施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料の提出について	○	
表紙(特重)	低入札価格調査(特別重点調査)にための資料及び添付資料の提出について		○
様式1	当該価格で入札した理由		○
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①	○	○
様式2-2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②	○	○
様式2-3	一般管理費等の内訳書		○
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書	○	○
様式4	下請予定業者等一覧表	○	○
様式5	配置予定技術者名簿	○	○
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)		○
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)		○
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係		○
様式8-1	手持ち資材の状況		○
様式8-2	資材購入予定先一覧	○	○
様式9-1	手持ち機械の状況		○
様式9-2	機械リース元一覧	○	○
様式10-1	労務者の確保計画	○	○
様式10-2	工種別労務者配置計画	○	○
様式11	建設副産物の搬出地	○	○
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	○
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○	○
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○	○
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○	○
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	○	○
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	○	○
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設設置計画)		○
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)		○
様式15	誓約書		○
様式16-1	施工体制台帳	○	○
様式16-2	施工体系図	○	○
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		○
様式18-1	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書①	○	
様式18-2	内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書②	○	

別紙一 1 評価しない技術提案（オーバースペックを含む）

一覧表 (1/4)

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
1	共通	共通	共通	就業時間の延長	オーバースペック	作業員に負担を強いる提案は評価しない。
2	共通	共通	共通	浚渫船、起重機船等の主作業船の追加配備及び規格アップ	オーバースペック	
3	共通	共通	性能・機能 (共通)	施工途中での使用機械、設備のキャリブレーションの実施	標準的項目	
4	共通	共通	性能・機能 (共通)	出来形・品質管理における自主管理基準の設定	オーバースペック	管理基準値の厳格化のみの提案は、評価しない。
5	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	JIS A 5308に規定する「レディーミクストコンクリート配合計画書」の記載事項及びプラントにおける品質管理	標準的項目 オーバースペック	コンクリートの強度アップ、セメント種別の変更に関する提案、無筋コンクリートに混和材料(添加剤、改質剤含む)を添加する提案は評価しない。また、鉄筋コンクリートに混和材料(添加剤、改質剤含む)を添加する提案は、現場条件等を考慮して、特に効果が高いと評価できる場合に評価する。
6	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートのひび割れ抑制対策として骨材に石灰石を使用	標準的項目	石灰石を標準とする生コン工場があることから評価しない。
7	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	遅延剤、膨張剤の添加	オーバースペック	
8	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート劣化防止剤(表面含浸剤等)の使用	オーバースペック	
9	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	補強材の使用	オーバースペック	鉄筋や短纖維(ショート・ファイバー)など、JIS A 0203に規定されている補強材を使用する提案は評価しない。
10	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	エポキシ鉄筋の使用(現場塗布型の鉄筋防錆材を含む)	オーバースペック	鉄筋とコンクリートの付着力が低下する防錆材の塗布を含む。
11	共通	共通	性能・機能 (コンクリート・アスファルト関係)	生コン工場及びアスファルト工場からの現場搬入・荷下ろしまでのコンクリート・アスファルトの温度対策	標準的項目	現場持ち込み価格として標準計上されている資材について、現場搬入・荷下ろしまでの温度対策等を行う提案は評価しない。
12	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの打設時間管理	標準的項目	
13	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート打ち重ねの時間の設定(事前試験等での時間の設定を含む)	標準的項目	施工前・施工中の試験方法(プロクター貫入抵抗試験等)に関する提案を含む。
14	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの打重ね記録ボードの設置	標準的項目	
15	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの打設・養生時における温度測定	標準的項目	温度測定のみの提案は評価しない。
16	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	施工中のコンクリート試験の試験回数の増	オーバースペック	
17	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの打設高さの管理方法としてバイプレータや型枠等に目印をつける	標準的項目	
18	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート締固めに用いる内部振動機の機種及び締固め作業(挿入間隔、時間等)に関する提案	標準的項目	
19	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート打継ぎ面(目)への止水材設置、止水剤塗布、打継目処理剤、打継目接着剤使用	オーバースペック	打継目接着剤を使用する提案は、現場条件等を考慮して、特に効果が高いと評価できる場合に評価する。
20	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	型枠の脱型強度の設定	標準的項目	

一覧表 (2/4)

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
21	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	型枠脱枠後のセバレーター跡の単純な処理	標準的項目	本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修する提案は評価しない。
22	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの現場養生供試体による圧縮強度確認、シュミットハンマーによる原位置強度確認	標準的項目	
23	共通	共通	特別な安全対策	作業中止基準の設定	標準的項目	風速計等と連動させて作業中止を判断する提案を含む。
24	共通	共通	特別な安全対策	気象・海象情報の入手	標準的項目	
25	共通	共通	特別な安全対策	携帯電話による緊急地震情報の入手設定	標準的項目	
26	共通	共通	特別な安全対策	交通整理員、交通誘導員、見張り員等の人員の追加配置	オーバースペック	
27	共通	共通	特別な安全対策	弾性波探査による空洞調査の追加	オーバースペック	
28	共通	共通	特別な安全対策	安全教育訓練等の実施、災害時の避難経路の設定及び安全緊急対応体制の整備	標準的項目	
29	共通	共通	特別な安全対策	隣接工事会社との調整会議の実施	標準的項目	
30	共通	共通	特別な安全対策	安全巡回員等による安全パトロールの実施	標準的項目	
31	共通	共通	特別な安全対策	足場に転落防止用設備(手摺り、ネット、幅木等)の設置	標準的項目	
32	共通	共通	特別な安全対策	陸上において型枠を大組し、高所作業を低減する	標準的項目	
33	共通	共通	特別な安全対策	安全チョッキ・ヘルメット・スコップ・レーキ等に反射材や識別材を取り付ける	標準的項目	
34	共通	共通	特別な安全対策	カラーコーン、ラバーコーン、ジャンボコーン、照明器具(バルーンライトを含む)等の簡易な安全設備による作業位置、作業通路等の明示	標準的項目	
35	共通	共通	特別な安全対策	トランシーバー、衛星電話の携帯、無線連絡システムを活用した現場連絡体制の確保	標準的項目	
36	共通	共通	特別な安全対策	リーフレット、説明会、HP、打合せ等による関係者への周知	標準的項目	漁業関係者、海事関係者、地域住民等への工事内容の周知に関する提案は評価しない。
37	共通	共通	環境の維持	騒音・振動観測における自主管理基準の設定	オーバースペック	管理基準値の厳格化のみの提案は、評価しない。
38	共通	地盤改良工	性能・機能 (共通)	特記仕様書に示す出来形確認のための調査及び試験の追加	オーバースペック	
39	共通	地盤改良工	性能・機能 (共通)	チェックボーリングの追加	オーバースペック	
40	港湾	共通	共通	ブロック据付位置の明示方法、ブロックの据付順序、模型によるシミュレーションの実施	標準的項目	

一覧表 (3/4)

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
41	港湾	共通	性能・機能 (共通)	トランシットによる矢板・杭の打設位置の誘導及び確認	標準的項目	
42	港湾	共通	特別な安全対策	安全監視船の追加配備	オーバースペック	
43	港湾	共通	特別な安全対策	赤旗、ブイ、灯浮標を使用した作業区域の明示	標準的項目	
44	港湾	共通	特別な安全対策	海上衝突予防法にて示された灯火及び形象物の表示	標準的項目	
45	港湾	共通	特別な安全対策	他工事船舶への安全対策に関する提案	標準的項目	
46	港湾	共通	特別な安全対策	作業船の運航ルートの設定	標準的項目	
47	港湾	共通	特別な安全対策	作業員(潜水作業従事者含む)の日常的な健康管理、作業前後及び作業中の体調確認、安全教育の実施	標準的項目	
48	港湾	共通	特別な安全対策	ダイブコンピュータ等(水深・潜水時間・減圧時間等を表示する機能を備えた機器)の携行による潜水時間管理	標準的項目	
49	港湾	共通	特別な安全対策	減圧時の様子、椅子等の使用	標準的項目	
50	港湾	共通	特別な安全対策	航跡波への監視員の配置	標準的項目	
51	港湾	共通	特別な安全対策	作業船係留用常設アンカーの設置	標準的項目	
52	港湾	共通	特別な安全対策	作業船や監視船にレーダー反射板設置	オーバースペック	
53	港湾	共通	特別な安全対策	作業船に垂れ幕(横断幕)、パールーン、工事看板(説明板、案内板、PR看板)の設置や彩色を行う	標準的項目	
54	港湾	共通	特別な安全対策	作業船に灯火及び電光掲示板を設置	標準的項目 オーバースペック	作業船には曳航作業等各作業毎に灯火、形象物を掲示することが法定で定められており、評価しない。
55	港湾	共通	環境の維持	汚濁防止膜(枠)の拡張・追加・設置及び規格アップ	オーバースペック	特記仕様書に明示している汚濁防止膜(枠)の設置範囲(水平・船直方向)を広げて大きくする提案、汚濁防止膜(枠)のフロートや膜の規格をアップする提案は評価しない。また、汚濁防止膜(枠)を追加設置する提案は評価しない。
56	港湾	共通	環境の維持	洗浄石の使用、船上で雑石洗浄	オーバースペック	
57	港湾	共通	環境の維持	汚濁拡散抑制のための凝集剤の使用	オーバースペック	
58	港湾	共通	環境の維持	汚濁防止膜(枠)移動時のカーテン巻き上げ	標準的項目	
59	港湾	浚渫工	共通	土運船の土砂積載制限	標準的項目	
60	港湾	浚渫工	共通	汚濁拡散抑制のための密閉型グラブの使用	標準的項目	

一覧表 (4/4)

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
61	港湾	浚渫工	性能・機能 (共通)	GPS施工管理装置(グラブ浚渫船用)の使用 (管理ソフト(船体位置表示、掘り跡表示)を含む)	標準的項目	港湾請負工事積算基準に明示されたGPS施工管理装置を使用する提案は評価しない。
62	港湾	浚渫工	性能・機能 (共通)	潮位自動転送システムの使用	標準的項目	
63	港湾	基礎工	性能・機能 (共通)	ブイによる捨石投入及び均し範囲の管理	標準的項目	
64	港湾	本体工	共通	ケーソン据付における船団構成の追加配備及び規格アップ	オーバースペック	
65	港湾	本体工	共通	ケーソン据付における作業計画の立案、事前測量、既設ケーソンの清掃	標準的項目	
66	港湾	本体工	性能・機能 (共通)	ケーソンへの中詰材の投入回数・投入量をパソコンで管理	標準的項目	
67	空港	共通	特別な安全対策	作業従事者への安全教育等の実施、制限区域内運行ルート図を作成配布、運行経路KYマップの配布	標準的項目	
68	空港	共通	特別な安全対策	現場内及び現場周辺における工事車両の運行計画の作成	標準的項目	
69	空港	共通	特別な安全対策	作業時間に制約のある工事における1日の作業スケジュールの作成及び退出時間の厳守	標準的項目	
70	空港	共通	特別な安全対策	供用空港の夜間工事における故障機械等の退出方法の設定	標準的項目	技術提案で退出遅延防止対策を求めた場合を除く。
71	空港	共通	特別な安全対策	供用空港の夜間工事における灯火の破損防止に関する提案	標準的項目	
72	空港	共通	特別な安全対策	供用空港の工事における作業工具等の置き忘れに関する提案	標準的項目	工事箇所及び入退出経路において、空港運用に支障を来さないよう、適切に現場管理を行わなければならないため評価しない。
73	空港	共通	特別な安全対策	夜間照明車(機)の退出遅延防止に関する提案	標準的項目	
74	空港	空港舗装工	特別な安全対策	複数工場の確保による材料等の供給遅延防止に関する提案	標準的項目	工事工程に合わせて材料の安定供給を図ることは一般的な事項であり評価しない。
75	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	アスファルトの配合に関する提案	標準的項目	特記仕様書に明示されたアスファルト混合物のアスファルトの種類、骨材の最大粒径、マーシャル試験に対する基準値の変更に関する提案は評価しない。
76	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	中温化剤の添加	オーバースペック	
77	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	屋根付きの材料ストックヤードのあるアスファルトプラントの使用	標準的項目	
78	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	アスファルト運搬時にダンプ荷台への付着防止剤の使用、ダンプ荷台のシート養生、ダンプタイヤへの付着抑制乳剤の使用	標準的項目	
79	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	ホットジョイント工法による施工	標準的項目	
80	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	基本施設(滑走路・誘導路)の施工終工部における目地シール(テープ含む)の使用	オーバースペック	

※当該工事の特記仕様書、港湾工事共通仕様書、空港土木工事共通仕様書に記載されている事項については評価の対象としない。

また、コンクリート標準示方書、港湾工事安全施工指針、潜水作業安全施工指針、空港土木施設施工要領に記載されている、標準的に実施しなければならない事項についても技術提案として評価しない。

別紙－2 「企業の施工能力」に関する評価基準

工事実績(同種性) [必須項目]		
評価内容	評価段階	評価
施工体験認型以外 作業船使用の有無	標準タイプ △等級向けタイプ	[標準型] 「施工計画重視型」 作業船使用の有無 作業船使用の有無
あり なし	あり なし	あり なし

※1 実績要件の同種性に加え、「施設」、「工種」、「規模」等について異なる同種性が認められる工事

※2 実績要件と同様の同種性が認められる工事

工事成績 [必須項目]

評価内容	評価段階	評価	評価基準		
			施工能力評価型(Ⅱ型)		
施工体験認型以外 作業船使用の有無	標準タイプ △等級向けタイプ	[標準型] 「施工計画重視型」 作業船使用の有無 作業船使用の有無	施工能力評価型(Ⅰ型)		技術提案評価型(S型)
あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	標準タイプ △等級向けタイプ
A評価	4.00点	4.00点	6.00点	4.00点	3.00点
B評価	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点

※平成29年6月1日以降公告する案件において、当該工事種別の工事成績評定点が全体平均件数未満で、かつ、全体平均点以上上の企業については、補正した工事成績評定点とする。なお、平成24～28年度の工事種別平均件数及び平均点数は下表のとおり。

表 平成24～28年度工事種別平均件数及び平均点数

工事種別	港湾土木	港湾等しづくいんせつ	空港等舗装
平均件数	3	5	2
平均点数	77.3	78.1	76.7

【算定方式】(例：港湾土木、施工実績1件で工事成績評定点が①80点の場合)
・港湾土木の全体平均件数(③3件)となるよう、全体平均点数(②77.3点)を加算
(①80点+②77.3点+②77.3点+③3件=78.2点)平均点 78.2点

※上表は、平成29年6月2日時点における工事種別毎の平均件数及び平均点数である。
なお、更新は年1回とし、請員工事成績評定の修正があつた場合、これに合わせて更新する。

別紙－2 「企業の施工能力」に関する評価基準

評価内容		評価基準									
評価段階	評価	施工能力評価型(Ⅱ型)				施工能力評価型(Ⅰ型)				技術提案評価型(S型) 標準タイプ 作業船使用の有無	評価項目
		施工体制認定以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	「標準型」 [施工計画重視型]	作業船使用の有無	作業船使用の有無	あり	なし		
九州地方整備局(港湾空港関係)における当該工事種別の表彰を受けた日の翌日から5年以内の実績	A評価	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点
	B評価	1.50 点	1.50 点	1.50 点	1.50 点	1.50 点	1.50 点	0.75 点	0.75 点	0.75 点	0.75 点
	C評価	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点	0.50 点	0.50 点	0.50 点	0.50 点
	D評価	0.50 点	0.50 点	0.50 点	0.50 点	0.50 点	0.50 点	0.25 点	0.25 点	0.25 点	0.25 点
	-評価	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点

別紙－2 「企業の施工能力」に関する評価基準

評価内容	評価段階	評価	評価基準						技術提案評価型(S型)	評価項目		
			施工能力評価型(II型)			施工計画重視型						
			施工体制認型以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無				
評価	評価	評価	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし		
A評価	-	400点 [①2点①2点]	-	400点 [①2点①2点]	-	400点 [①1点①2点]	-	200点 [①1点①1点]	-	400点 [①2点①2点]		
B評価	-	300点 [②点②点] [②点①2点]	-	300点 [①点②点] [②点①2点]	-	300点 [①点②点] [②点①2点]	-	150点 [①点②点] [②点①1点]	-	300点 [①2点①1点] [②点①2点]		
C評価	-	250点 [③0.5点①2点]	-	250点 [③0.5点①2点]	-	250点 [③0.5点①2点]	-	125点 [③0.25点①1点]	-	250点 [③0.5点①2点]		
D評価	-	200点 [④0.2点] [②点②点] [④2点]	-	200点 [④0.2点] [②点②点] [④2点]	-	200点 [④0.2点] [②点②点] [④2点]	-	100点 [④0.1点] [④0.1点] [④0.1点]	-	200点 [④0.2点] [②点②点] [④2点]		
E評価	-	150点 [⑤0.5点②1点]	-	150点 [⑤0.5点②1点]	-	150点 [⑤0.5点②1点]	-	75点 [⑤0.15点②0.5点]	-	150点 [⑤0.5点②1点]		
F評価	-	100点 [⑥1点] [⑤1点]	-	100点 [⑥1点] [⑤1点]	-	100点 [⑥1点] [⑤1点]	-	50点 [⑥0.1点] [⑤1点]	-	100点 [⑥0.1点] [⑤1点]		
G評価	-	050点 [⑦0.5点]	-	050点 [⑦0.5点]	-	050点 [⑦0.5点]	-	025点 [⑦0.125点]	-	050点 [⑦0.5点]		
-評価	-	0.00点	-	0.00点	-	0.00点	-	0.00点	-	0.00点		

※環境性能を達成とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく窒素酸化物の放出量に係る放出基準を満足しているもので、作業船に設置されている原動機とは、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去し代替えとして設置された原動機をいう。なお、特定JVもしくは経常いとして排出の場合は、構成員のいずれかのものでよい。
※環境性能を達成とは、「現行の海防法に基づく窒素酸化物の放出量に係る放出品法に基づく海防法として従前の海防法(2次規制)を満足しているもの、又は「経過措置として従前の海防法(1次規制)」を満足しているもの。
※保有性能の定義の明確化
①自社保有船の定義については、100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が所有する船舶をいう。(ただし、子会社が建造費を自社保有(100%所有)していなければばならない)。
また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造費を含めたリース料を私いつつ自社保有船と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も、
自社保有船に含めることが出来る。
②共同保有船については、当該船舶の所有あるいは所有船の複数の者は、機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶をいう。
※申請作業船の履行期間については、当該工事の該当工事の該当工種施工期間の50%以上とする。

別紙－2 「企業の施工能力」に関する評価基準

施工機械等の自社保有状況「オプション項目」					
評価内容	評価段階	評価基準			
		施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)	
施工体験認型以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	「標準型」	「施工計画重視型」	技術提案評価型(S型)
作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	標準タイプ
あり	なし	あり	なし	あり	あり
なし	なし	なし	なし	なし	なし

※施工機械の自社保有又は共同保有の状況
施工機械の自社保有の状況
(他社に貸し出している場合も可とする。)
※100%自社所有している機械をいう。
※使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況「必須項目」の「※保有形態の明確化」の記載による。

関連分野の技術開発の実績「オプション項目」					
評価内容	評価段階	評価基準			
		施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)	
施工体験認型以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	「標準型」	「施工計画重視型」	技術提案評価型(S型)
作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	標準タイプ
あり	なし	あり	なし	あり	あり
なし	なし	なし	なし	なし	なし

ISOの認証取得状況「オプション項目」					
評価内容	評価段階	評価基準			
		施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)	
施工体験認型以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	「標準型」	「施工計画重視型」	技術提案評価型(S型)
作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	標準タイプ
あり	なし	あり	なし	あり	あり
なし	なし	なし	なし	なし	なし

【作業船】
自社保有又は共同保有
【施工機械】
自社保有あり

【作業船】
自社保有又は共同保有
【施工機械】
自社保有あり

【港湾関連技術】
運営技術を受けており
自社・共同開発あり

【NETIS-A】又は【特許権】
の評価を受けた自社
(共同)開発あり

【NETIS-V】又は【港湾開

関連技術】
の評価を受け
ており

【ISO9001】及び
【ISO14001】のいすれかを
取得している

【ISO9001】又は
【ISO14001】のいすれかを
取得している

取得していない

別紙－2 「企業の施工能力」に関する評価基準

建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況 [オプション項目]		評価基準		評価基準		評価基準	
評価内容	評価段階	施工能力評価型(II型)		施工能力評価型(I型)		技術提案評価型(S型)	
		施工体制確認型以外 標準タイプ	A等級向けタイプ 作業船使用の有無	[標準型] 作業船使用の有無	[施工計画重視型] 作業船使用の有無	標準タイプ 作業船使用の有無	評価項目 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証を取得している。
建設業労働災害防止協会認定の建設業労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得状況	2段階	A評価	あり なし	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点
		-評価	-	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点
下請予定者の表彰実績 [オプション項目]		評価基準		評価基準		評価基準	
評価内容	評価段階	施工能力評価型(II型)		施工能力評価型(I型)		技術提案評価型(S型)	
		施工体制確認型以外 標準タイプ	A等級向けタイプ 作業船使用の有無	[標準型] 作業船使用の有無	[施工計画重視型] 作業船使用の有無	標準タイプ 作業船使用の有無	評価項目 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証を取得している。
下請予定者の九州地方建設局(港湾空港関係)における当該工事種別での表彰を受けた日の翌日から5年以内の実績 (下請予定者の元請 下請どとしての表彰実績を対象とする。但し、当該県内に本店を有する 社に限る。)	5段階	A評価	あり なし	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点
		B評価	あり なし	1.50 点	1.50 点	1.50 点	1.50 点
		C評価	あり なし	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点
		D評価	あり なし	0.50 点	0.50 点	0.50 点	0.50 点
		-評価	-	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点

別紙－2 「企業の施工能力」に関する評価基準

技術的所見力、又は技術提案力の評価		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		施工体験認型以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	[標準型]	[施工計画重視型]	作業船使用の有無	
		作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	あり	なし	あり	評価項目
		あり	なし	あり	なし	なし	あり	なし
同港(同空港又は管内空港)における当該工事種別の工事(技術提案評価型(S型)の場合、中小企業に対する試行工事を除く)を対象に、申請者が入札に参加した直近の案件(企業に対する評価型(S型))の場合は、申請者が入札に参加して、加算点(企業の実績等による加算点を除く)が上位2者(落札者を除く)であった場合。なお、平成28年4月1日以降から本工事の公告までに契約締結した工事を評価の対象とする。	3段階	-	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	-	2.00 点
	A評価	-	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	-	2.00 点
	B評価	-	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点	-	1.00 点
	-評価	-	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	-	0.00 点

工事の手持ち状況「オプション項目」

評価基準		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		施工体験認型以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	[標準型]	[施工計画重視型]	作業船使用の有無	
		作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	あり	なし	あり	評価項目
		あり	なし	あり	なし	なし	あり	なし
当該事務所(分任支出身担当行為担当官)が発注した工事(1,000万円以上の全工事)のうち、平成29年4月から申請書及び資料の提出期限日までに落札決定した工事件数の実績	3段階	-	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	-	2.00 点
	A評価	-	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	-	2.00 点
	B評価	-	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点	-	1.00 点
	-評価	-	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	-	0.00 点

別紙－2 「企業の施工能力」に関する評価基準

技術アドバイザーモードの評価 [オプション項目]									
評価内容	評価段階	評価	施工能力評価型(Ⅱ型)				施工能力評価型(Ⅰ型)		
			施工体験認定以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	「標準型」	「施工計画重視型」	技術提案評価型(S型)	標準タイプ
配置予定技術者以外の者で、次の(1)～(3)の要件を満たす現場経験豊富な技術アドバイザーを対象。 (1)同種工事の元請としての施工実績 (2)九州地方整備局(港湾空港関係)が発注した工事の元請としての立場主(監理)技術者あるいは現場代理人での施工実績が5件以上 (3)自社員で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること ※施工実績については、元請として平成14年度以降に完成し引渡しの完了した、從事必要期間を満たすものに限る。	3段階	A評価	あり	なし	あり	なし	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無
		-	-	-	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点
		B評価	-	-	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点
		-評価	-	-	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点

技術提案得点取得率の評価 [オプション項目]									
評価内容	評価段階	評価	施工能力評価型(Ⅱ型)				施工能力評価型(Ⅰ型)		
			施工体験認定以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	「標準型」	「施工計画重視型」	技術提案評価型(S型)	標準タイプ
九州地方整備局(港湾空港関係)が発注した同工事種別の工事を対象に、全ての工事について、加算点(企業の施工能力及び地域貢献度等に係る加算点を除く)の得点取得率を評価する。但し、欠格辞退入札無効(予定価格超過も含む)の工事は、得点取率の対象としない。 (平成29年4月1日から平成29年3月31日の期間に実績締結した工事を評価の対象とする。)	2段階	A評価	-	-	2.00点	2.00点	-	-	技術提案の得点取得率が平均取得率以上
		-評価	-	-	0.00点	0.00点	-	-	平均取得率未満又は得点取率なし

別添－3 「配置予定技術者等の能力」に関する評価基準

工事実績(同種性) [必須項目]		評価基準									
評価内容	評価段階	評価	施工能力評価型(Ⅰ型)								評価項目
			標準タイプ		A等級向けタイプ		「標準型」		「施工計画重視型」		
			施工体験認定以外 作業船使用の有無	あり	なし	作業船使用の有無	あり	なし	作業船使用の有無	あり	なし
平成14年度以降に完了した同種工事の元請けとしての立場での施工実績	3段階	A評価	5.00点	6.00点	6.00点	6.00点	6.00点	6.00点	6.00点	6.00点	3.00点
		B評価	2.50点	3.00点	3.00点	3.00点	3.00点	3.00点	3.00点	3.00点	1.50点
		-評価	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点

工事成績 [必須項目]		評価基準									
評価内容	評価段階	評価	施工能力評価型(Ⅰ型)								評価項目
			標準タイプ		A等級向けタイプ		「標準型」		「施工計画重視型」		
			施工体験認定以外 作業船使用の有無	あり	なし	作業船使用の有無	あり	なし	作業船使用の有無	あり	なし
地方整備局(港湾空港関係)における当該工事種別の請負工事成績評定点の平均点(対象年度は、平成24年度～28年度内完了工事とする。)	12段階	A評価	5.00点	6.00点	6.00点	6.00点	6.00点	6.00点	6.00点	6.00点	3.00点
		B評価	4.54点	5.45点	5.45点	5.45点	5.45点	5.45点	5.45点	5.45点	2.72点
		C評価	4.09点	4.90点	4.90点	4.90点	4.90点	4.90点	4.90点	4.90点	2.45点
		D評価	3.63点	4.36点	4.36点	4.36点	4.36点	4.36点	4.36点	4.36点	2.18点
		E評価	3.18点	3.81点	3.81点	3.81点	3.81点	3.81点	3.81点	3.81点	1.90点
		F評価	2.72点	3.27点	3.27点	3.27点	3.27点	3.27点	3.27点	3.27点	1.63点
		G評価	2.27点	2.72点	2.72点	2.72点	2.72点	2.72点	2.72点	2.72点	1.36点
		H評価	1.81点	2.18点	2.18点	2.18点	2.18点	2.18点	2.18点	2.18点	1.09点
		I評価	1.36点	1.63点	1.63点	1.63点	1.63点	1.63点	1.63点	1.63点	0.81点
		J評価	0.90点	1.09点	1.09点	1.09点	1.09点	1.09点	1.09点	1.09点	0.54点
		K評価	0.45点	0.54点	0.54点	0.54点	0.54点	0.54点	0.54点	0.54点	0.27点
		-評価	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点

※1 実績要件の同種性に加え、「施設」、「工種」、「規模」等について更なる同種性が認められる工事

※2 実績要件と同様の同種性が認められる工事

別紙－3 「配置予定技術者等の能力」に関する評価基準

表彰(優秀技術者) [必須項目]		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		施工体制認定以外 評価	標準タイプ 作業船使用の有無	A等級向けタイプ 作業船使用の有無	[標準型] 作業船使用の有無	[施工計画重視型] 作業船使用の有無		
【港湾土木工事又は港湾等】やんせつ工事の場合 地方整備局(港湾空港関係)における表彰を受ける日の翌日から5年以内の実績	A評価	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	1.00 点
【上記工種以外の場合】 地方整備局における表彰を受けた日の翌日から5年以内の実績	B評価	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点
※元請けとして、現場代理人又は主任(監理)技術者として從事し、技術者表彰(若干優秀技術者表彰を含む)を受けた工事を対象とする。	-評価	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点

建設系の継続教育(CPD)の実施状況 [オプション項目]		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		施工体制認定以外 評価	標準タイプ 作業船使用の有無	A等級向けタイプ 作業船使用の有無	[標準型] 作業船使用の有無	[施工計画重視型] 作業船使用の有無		
建設系の継続教育(CPD)の単位取得状況 ※単位取得証明書等の証明書が技術資料等提出期日より1年内であること。また、その単位取得証明書等における取扱い証明書等提出期限日の過去1年内であること。	A評価	-	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点
建設系の継続教育(CPD)の単位取得状況 ※単位取得証明書等の証明書が技術資料等提出期日より1年内であること。また、その単位取得証明書等提出期限日の過去1年内であること。	-評価	-	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点

別紙－3 「配置予定技術者等の能力」に関する評価基準

配置予定技術者の資格		評価基準									
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)		施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)		技術提案評価型(S型)	
		施工体験認定以外 評価	標準タイプ 作業船使用の有無	A等級向けタイプ 作業船使用の有無	標準タイプ 作業船使用の有無	[標準型] 作業船使用の有無	[施工計画重視型] 作業船使用の有無	標準タイプ 作業船使用の有無	[標準型] 作業船使用の有無	標準タイプ 作業船使用の有無	[施工計画重視型] 作業船使用の有無
工事内容に関連する資格の取得状況	3段階	A評価	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
	B評価	-	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点
	-評価	-	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点
		-	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点
											資格なし

配置予定技術者の年齢 [オプション項目]		評価基準									
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)		施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)		技術提案評価型(S型)	
		施工体験認定以外 評価	標準タイプ 作業船使用の有無	A等級向けタイプ 作業船使用の有無	標準タイプ 作業船使用の有無	[標準型] 作業船使用の有無	[施工計画重視型] 作業船使用の有無	標準タイプ 作業船使用の有無	[標準型] 作業船使用の有無	標準タイプ 作業船使用の有無	[施工計画重視型] 作業船使用の有無
配置予定技術者に若手技術者(40歳未満)を指導員として配置する場合。さらに評価点を加算する。 ※40歳未満とは、「昭和52年4月2日以降に生まれた人」を対象とする。	3段階	A評価	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
	B評価	-	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点
	-評価	-	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点
		-	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点

別紙－3 「配置予定技術者等の能力」に関する評価基準

配置予定技術者の地域精通度「オプション項目」			評価基準								
評価内容	評価段階	評価	施工能力評価型(Ⅱ型)				施工能力評価型(Ⅰ型)				評価項目
			施工体制認定以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	「標準型」	「施工計画重視型」	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	
			評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価
平成25年度以降に完成し引渡しの完了した、指定する地域内における施工実績及び立場を評価する。※国・特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事と民間工事について、元請・下請を問わず、1,000万円以上の工事を対象とする。但し、從事必要期間を満たすものに限る。	3段階	A評価 B評価 -評価	-	-	2.00点 - -	2.00点 - -	2.00点 - -	2.00点 - -	2.00点 - -	2.00点 - -	

配置予定技術者の事故及び不誠実な行為に関する事案への関わりの有無「オプション項目」

配置予定技術者の事故及び不誠実な行為に関する事案への関わりの有無「オプション項目」			評価基準								
評価内容	評価段階	評価	施工能力評価型(Ⅱ型)				施工能力評価型(Ⅰ型)				評価項目
			施工体制認定以外	標準タイプ	A等級向けタイプ	「標準型」	「施工計画重視型」	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	
			評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価
当該工事の配置予定技術者に事故及び不誠実な行為に関する事案への関わりの有無	2段階	A評価 -評価	-	2.00点 0.00点	評価						

※当該工事種別において、平成28年度に事故及び不誠実な行為に関する措置を受けた事案への関わりの有無を評価する。
※事故及び不誠実な行為とは、九州地方整備局((港湾空港関係)第注工事)等による指名停止及び「書面による警告・注意」とする。
※事故及び不誠実な行為は、主任(監理)技術者、現場代理人又は担当技術者の立場で從事した工事とする。

配置予定現場従事者の表彰【オプション項目】

別紙－3 「配置予定技術者等の能力」に関する評価基準

評価内容		評価段階	評価	評価基準			
施工能力評価型(Ⅱ型)				施工能力評価型(Ⅰ型)			
施工体制認定以外		標準タイプ	作業船使用の有無	標準タイプ		「標準型」	
作業船使用の有無				作業船使用の有無		「施工計画重視型」	
元請又は下請予定の現場従事者の九州地方整備局(港湾空港関係)における当該工種別に該当する施工実績、又は指定期間(委託を受けた日の翌日から5年以内)の受注額を受取った日までの翌日から5年以内	3段階	A評価	あり	なし	あり	なし	あり
		B評価	—	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点
		-評価	—	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点
		A評価	—	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点
		B評価	—	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点
		-評価	—	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点

配置予定現場従事者の資格【船団長】[オプション項目]

評価内容		評価段階	評価	評価基準			
施工能力評価型(Ⅱ型)				施工能力評価型(Ⅰ型)			
施工体制認定以外		標準タイプ	作業船使用の有無	標準タイプ		「標準型」	
作業船使用の有無				作業船使用の有無		「施工計画重視型」	
船団長を必要とする工事について、配置予定現場技術者等の資格取得状況	3段階	A評価	あり	なし	あり	なし	あり
		B評価	—	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点
		-評価	—	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点
		A評価	—	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点
		B評価	—	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点
		-評価	—	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点

別紙－3 「配置予定技術者等の能力」に関する評価基準

配置予定現場従事者の資格【潜水作業指揮者】[オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型(Ⅱ型)	施工能力評価型(Ⅰ型)	技術提案評価型(S型)
潜水作業指揮者を必要とする工事について、配置予定現場技術者の資格取得状況 3段階	A評価	標準タイプ	A等級向けタイプ	[標準型]	[施工計画重視型]
		施工体制確認型以外 作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無
	B評価	あり	あり	あり	あり
		なし	なし	なし	なし
	-評価	-	2.00点	2.00点	2.00点
		-	1.00点	1.00点	1.00点
	-評価	-	0.00点	0.00点	0.00点
		-	0.00点	0.00点	0.00点
	-評価	-	0.00点	0.00点	0.00点
		-	0.00点	0.00点	0.00点

配置予定現場従事者の資格【鉄筋工・型枠工】[オプション項目]

配置予定現場従事者の資格【鉄筋工・型枠工】[オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型(Ⅱ型)	施工能力評価型(Ⅰ型)	技術提案評価型(S型)
鉄筋工・型枠工を必要とする工事について、配置予定現場技術者の資格取得状況 3段階	A評価	標準タイプ	A等級向けタイプ	[標準型]	[施工計画重視型]
		施工体制確認型以外 作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無
	B評価	あり	あり	あり	あり
		なし	なし	なし	なし
	-評価	-	2.00点	2.00点	2.00点
		-	1.00点	1.00点	1.00点
	-評価	-	0.00点	0.00点	0.00点
		-	0.00点	0.00点	0.00点
	-評価	-	0.00点	0.00点	0.00点
		-	0.00点	0.00点	0.00点

配置予定現場従事者の年齢 [オプション項目]

別紙－3 「配置予定技術者等の能力」に関する評価基準

		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		標準タイプ	A等級向けタイプ	[標準型]	[施工計画重視型]	作業船使用の有無	作業船使用の有無	
		作業船使用の有無	作業船使用の有無	あり	なし	あり	なし	あり なし
現場従事者(潜水作業の従事者、「名以上に若手現場従事者(40歳未満)を配置する場合。※潜水士免許(厚生労働省)の保有者として、従事する工種(全期間)以上の潜水作業に従事すること。 ※40歳未満とは、「昭和52年4月2日以後に生まれた人」を対象とする。	2段階 A評価	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり なし
	- 評価	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	配置予定現場従事者の年齢が40歳未満である。
	- 評価	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	配置予定現場従事者の年齢が40歳以上である。

		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		標準タイプ	A等級向けタイプ	[標準型]	[施工計画重視型]	作業船使用の有無	作業船使用の有無	
		作業船使用の有無	作業船使用の有無	あり	なし	あり	なし	あり なし
現場従事者(特殊作業船団の船員、1名以上若手現場従事者(40歳未満)を配置する場合。 ※海上起重作業管理技士資格の保有者とし、当該工種の全期間の作業に従事すること。 ※40歳未満とは、「昭和52年4月2日以後に生まれた人」を対象とする。	2段階 A評価	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり なし
	- 評価	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	2.00 点	配置予定現場従事者の年齢が40歳未満である。
	- 評価	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	0.00 点	配置予定現場従事者の年齢が40歳以上である。

別紙－4 「地域貢献等」に関する評価基準

災害協定(港湾関係に限る)等に基づく活動実績【必須項目】【港湾土木工事、港湾等鋼構造物工事の場合】		評価基準				
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)		評価項目
		施工体制認定以外 評価	標準タイプ 作業船使用の有無	A等級向けタイプ 作業船使用の有無	[標準型] 作業船使用の有無	
九州7県又は山口県における、国又は地方公共団体と港湾関係(港湾海岸等を含む)、漁港は除く)の災害協定を締結している所属する団体が協定を締結している場合を含む)ことを前提とし、平成28年度又は平成29年度における災害対応の活動実績又は訓練実績。※活動実績及び訓練実績は、協定に基づく実施範囲又は活動範囲内における実績とする。ただし、九州7県以外での訓練実績は、山口県下関市に限る。	A評価	2.00点	2.00点 あり	2.00点 なし	2.00点 あり	2.00点 なし
	B評価	1.50点	1.50点 あり	1.50点 なし	2.00点 あり	2.00点 なし
	C評価	1.00点	1.00点 あり	1.00点 なし	1.00点 あり	1.00点 なし
	D評価	0.50点	0.50点 あり	0.50点 なし	0.50点 あり	0.50点 なし
	-評価	0.00点	0.00点 あり	0.00点 なし	0.00点 あり	0.00点 なし

※「当該県内直轄事務所」は、当該港湾(港湾法に基づいて国土交通省が所管する開発保全部及び海岸を含む)を所管する事務所に限る。

別添－4 「地域貢献等」に関する評価基準

災害協定等に基づく活動実績 [必須項目] 【港湾土木工事、港湾等鋼構造物工事以外の場合】

評価内容	評価段階	評価	評価基準					
			施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)		
			標準タイプ	A等級向けタイプ	[標準型]	[施工計画重視型]	作業船使用の有無	作業船使用の有無
施工体験認定以外	作業船使用の有無	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
九州7県又は山口県における、国又は地方公共団体と港湾海岸係、漁港は除く)の災害協定を締結している所属する団体が協定を締結している場合を含む)こととする前提とし、平成28年度又は平成29年度における災害対応の活動実績又は訓練実績。	A評価	2.00点	2.00点	2.00点	-	2.00点	2.00点	2.00点
※活動実績及び訓練実績は、協定に基づく実施範囲又は活動範囲内における実績とする。ただし、九州7県以外での訓練実績は、山口県下関市に限る。	B評価	1.50点	1.50点	1.50点	-	1.50点	1.50点	1.50点
	C評価	1.00点	1.00点	1.00点	-	1.00点	1.00点	1.00点
	D評価	0.50点	0.50点	0.50点	-	0.50点	0.50点	0.50点
	-評価	0.00点	0.00点	0.00点	-	0.00点	0.00点	0.00点

※「当該県内直轄事務所」は、当該県内の九州地方整備局の事務所に限る。

近隣地域内工事の実績 [オプション項目]

評価内容	評価段階	評価	評価基準					
			施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)		
			標準タイプ	A等級向けタイプ	[標準型]	[施工計画重視型]	作業船使用の有無	作業船使用の有無
施工体験認定以外	作業船使用の有無	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
国又は地方公共団体発注による県内の港湾(港湾海岸等を含む、漁港は除く)[九州地方整備局管内(空港)]における平成24年度以降の施工実績(CORINS登録工事に限る)	A評価	2.00点	2.00点	2.00点	-	2.00点	2.00点	2.00点
	B評価	1.00点	1.00点	1.00点	-	1.00点	1.00点	1.00点
	-評価	0.00点	0.00点	0.00点	-	0.00点	0.00点	0.00点

工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点「オプション項目」

		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		標準タイプ	A等級向けタイプ	標準型	[施工計画重視型]	標準型	[施工計画重視型]	
施工体験認定以外 指定する地域内における建設業法に定める本店(社)の有無		作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	評価項目
A評価	2段階	あり	なし	あり	なし	あり	なし	ありなし
B評価	0.00点	0.00点	2.00点	-	-	2.00点	2.00点	2.00点
-評価	-	-	-	-	-	0.00点	0.00点	0.00点

ボランティア活動「港湾関係に限る」による地域貢献の実績「オプション項目」【港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事の場合】

		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		標準タイプ	A等級向けタイプ	標準型	[施工計画重視型]	標準型	[施工計画重視型]	
施工体験認定以外 平成24年度以降の当該県における港湾関係(港湾海岸等を含む、漁港は除く)の活動実績(表彰、感謝状)を評価		作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	評価項目
A評価	2段階	あり	なし	あり	なし	あり	なし	ありなし
B評価	3段階	2.00点	2.00点	-	-	2.00点	2.00点	2.00点
-評価	-	1.00点	1.00点	-	-	1.00点	1.00点	1.00点

ボランティア活動による地域貢献の実績「オプション項目」【港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事以外の場合】

		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		標準タイプ	A等級向けタイプ	標準型	[施工計画重視型]	標準型	[施工計画重視型]	
施工体験認定以外 平成24年度以降の当該空港における活動実績(表彰、感謝状)を評価		作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	評価項目
A評価	2段階	あり	なし	あり	なし	あり	なし	ありなし
B評価	3段階	2.00点	2.00点	-	-	2.00点	2.00点	2.00点
-評価	-	1.00点	1.00点	-	-	1.00点	1.00点	1.00点

別紙一 4 「地域貢献等」に関する評価基準

災害時に活用できる作業船の自社保有状況 [オプション項目]		評価基準						
評価内容	評価段階	施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型)			評価項目
		標準タイプ		A等級向けタイプ	[標準型]		[施工計画重視型]	
		作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	作業船使用の有無	
災害復旧・復興に活用できる作業船の自社保有又は共同保有状況※他社に貸し出している場合も可とする。 ※主な作業船とは、浚渫船、揚土船、起重機船(クレーン付合船含む)、杭打船、ミキサー船、ケーリング製作用台船、地盤改良船を対象とする。 ※その他主な作業船以外とは、揚油船・押油船、交通船・カットボート船(カットバージ含む)、土運船、合船を対象とする。 ※但し「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」又は「施工機械等の自社保有状況」で申請のあつた同一船は評価の対象としない。	A評価	2.00点 あり	2.00点 なし	2.00点 あり	2.00点 なし	2.00点 あり	2.00点 なし	主作業船の自社保有又は共同保有あり
	B評価	1.00点 あり	1.00点 なし	1.00点 あり	1.00点 なし	1.00点 あり	1.00点 なし	その他主な作業船以外の自社保有又は共同保有あり
	-評価	0.00点 あり	0.00点 なし	0.00点 あり	0.00点 なし	0.00点 あり	0.00点 なし	該当なし

※作業船の自社保有又は共同保有の考え方とは、「別紙一2 「企業の施工能力」に関する評価基準 使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況 [必須項目]」の「※保有形態の定義の明確化」の記載による。

別紙－4 「地域貢献等」に関する評価基準

評価内容		評価段階 評価	評価基準						
施工体制認定型以外 施工体制認定型	標準タイプ 作業船使用の有無		施工能力評価型(II型)		施工能力評価型(I型)		技術提案評価型(S型) 標準タイプ 作業船使用の有無	評価項目	
			「標準型」 作業船使用の有無	「施工計画重視型」 作業船使用の有無	「標準型」 作業船使用の有無	「施工計画重視型」 作業船使用の有無			
10年以上雇用する1級土木施工管理技士等の資格保有者数の状況	A評価 あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
※評価対象資格は「1級土木施工管理技士」、「1級建設機械施工技士」、「1級技術士」、「建設部門または総合技術管理部門」とする。 ※資格保有期間は10年未満でも構わない。	A評価 2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	
3段階	B評価 1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	
	-評価 0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	

評価内容		評価段階 評価	評価基準						
施工体制認定型以外 施工体制認定型	標準タイプ 作業船使用の有無		施工能力評価型(II型)		施工能力評価型(I型)		技術提案評価型(S型) 標準タイプ 作業船使用の有無	評価項目	
			「標準型」 作業船使用の有無	「施工計画重視型」 作業船使用の有無	「標準型」 作業船使用の有無	「施工計画重視型」 作業船使用の有無			
10年以上雇用する1級土木施工管理技士等の資格保有者数の状況	A評価 あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
※評価対象資格は「1級土木施工管理技士」、「1級建設機械施工技士」、「1級技術士」、「建設部門または総合技術管理部門」とする。 ※資格保有期間は10年未満でも構わない。	A評価 2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	2.00点	
3段階	B評価 1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	1.00点	
	-評価 0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	

継続的な営業に基づく信頼度「オプション項目」

参考資料 1 競争参加資格確認通知書（技術提案評価型（S型） [WTO型含む]）

平成 年 月 日

競争参加資格確認通知書

企業名称 株式会社〇〇〇〇建設

氏名 ○○ ○○ 殿

支出負担担当官

九州地方整備局副局長

○○ ○○

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

公告日	平成 年 月 日
調達案件名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
入札開始日時	平成 年 月 日 時 分
入札書提出締切日時	平成 年 月 日 時 分
内訳書開封予定日時	平成 年 月 日 時 分
開札予定日時	平成 年 月 日 時 分
競争参加資格の有無	有(無) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
技術提案に基づく入札の可否	可(否) 理由又は条件 可否の詳細については、下記を参照すること。 記 <凡例> ○：「加算点を付与する（実施義務有り）」 －：「加算点を付与しない（実施義務なし）」 ×：「加算点を付与しない（実施不可）」 【1. 評価テーマ】 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について ○：（提案1）□□□について －：（提案2）△△△について ×：（提案3）◇◇◇について {該当する評価項目を設定した場合のみ以下を記述} 【2. 契約締結後、履行確認を行う評価項目】 (企業の施工能力) ・〇〇〇〇〇（申請のとおり評価） (配置予定技術者の能力) ・〇〇〇〇〇（申請のとおり評価）

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めるすることができます。この説明を求める場合は、平成〇年〇月〇日までに経理調達課へその旨を記載した書面を提出してください。

参考資料 2 競争参加資格確認通知書（施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】）

平成 年 月 日

競争参加資格確認通知書

企業名称 株式会社〇〇〇〇建設

氏名 ○○ ○○ 殿

支出負担担当官

九州地方整備局副局長

○○ ○○

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

公告日	平成 年 月 日
調達案件名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
入札開始日時	平成 年 月 日 時 分
入札書提出締切日時	平成 年 月 日 時 分
内訳書開封予定日時	平成 年 月 日 時 分
開札予定日時	平成 年 月 日 時 分
競争参加資格の有無	有(無)
理由又は条件	この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
施工計画に基づく入札の可否	
可否の詳細については、下記を参照すること。	
記 <凡例> ○：「加算点を付与する（実施義務有り）」 －：「加算点を付与しない（実施義務なし）」 ×：「加算点を付与しない（実施不可）」	
【1. 評価テーマ】 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について ○：（提案1）□□□について －：（提案2）△△△について ×：（提案3）◇◇◇について	
{該当する評価項目を設定した場合のみ以下を記述}	
【2. 契約締結後、履行確認を行う評価項目】 (企業の施工能力) ・〇〇〇〇〇（申請のとおり評価） (配置予定技術者の能力) ・〇〇〇〇〇（申請のとおり評価）	

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めるすることができます。この説明を求める場合は、平成〇年〇月〇日までに経理調達課へその旨を記載した書面を提出してください。

参考資料 3 競争参加資格確認通知書（施工能力評価型（I型）【標準型】）

平成 年 月 日

競争参加資格確認通知書

企業名称 株式会社○○○○建設

氏名 ○○ ○○ 殿

支出負担担当官

九州地方整備局副局長

○○ ○○

先に申請のあった下記の調達案件に係る競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

公告日	平成 年 月 日
調達案件名称	○○○○○○○○○工事
入札開始日時	平成 年 月 日 時 分
入札書提出締切日時	平成 年 月 日 時 分
内訳書開封予定日時	平成 年 月 日 時 分
開札予定日時	平成 年 月 日 時 分
競争参加資格の有無	有(無)
理由又は条件	この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
1. 施工計画の適否 → 適切(不適切) {不適切な場合のみ以下を記述} 平成○○年○○月○○日付け、入札公告●. (●)に記載する競争参加資格要件を満たさないため。 なお、不適切とした施工計画の項目は下記のとおり 記 ・施工計画 (項目①) □□□について	
{該当する評価項目を設定した場合のみ以下を記述} 【2. 契約締結後、履行確認を行う評価項目】 (企業の施工能力) ・○○○○○ (申請のとおり評価) (配置予定技術者の能力) ・○○○○○ (申請のとおり評価)	

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることがあります。この説明を求める場合は、平成○年○月○日までに経理調達課へその旨を記載した書面を提出してください。

参考資料 4 競争参加資格確認通知書（施工能力評価型（Ⅱ型））

平成 年 月 日

競争参加資格確認通知書

企業名称 株式会社〇〇〇〇建設

氏名 ○○ ○○ 殿

支出負担担当官

九州地方整備局副局長

○○ ○○

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

公告日	平成 年 月 日
調達案件名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
入札開始日時	平成 年 月 日 時 分
入札書提出締切日時	平成 年 月 日 時 分
内訳書開封予定日時	平成 年 月 日 時 分
開札予定日時	平成 年 月 日 時 分
有(無)	
競争参加資格の有無	<p>理由又は条件</p> <p>この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。</p>
	<p>{工程管理に対する技術的所見が不適切な場合のみ 以下を記述}</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、入札公告●. (●)に記載 する競争参加資格要件を満たさないため。</p>
	<p>{該当する評価項目を設定した場合のみ以下を記述}</p> <p>【2. 契約締結後、履行確認を行う評価項目】</p> <p>(企業の施工能力) ・〇〇〇〇〇(申請のとおり評価)</p> <p>(配置予定技術者の能力) ・〇〇〇〇〇(申請のとおり評価)</p>

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、平成〇年〇月〇日までに経理調達課へその旨を記載した書面を提出してください。

参考資料 5 入札時提案書（技術提案評価型（S型） [WTO型含む]）

※技術提案が適正と認められた場合

提 案 書

工事名 ○○○○工事

総合評価項目に係る提案（※加算点を付与する対象となるもの）は、以下のとおり

評価項目	性能・機能	
評価テーマ	番号	提案（見出し）
○○を精度よく施工するための工夫	①	△△について
	②	◇◇について
	③	□□について

評価項目	特別な安全対策	
評価テーマ	番号	提案（見出し）
○○施工時の安全対策	①	△△について
	②	◇◇について
	③	□□について

※【加算点を付与する対象とならない提案で、実施義務が無いものを施工しない場合】

上記記載以外については、設計図書に基づき施工します。

※【加算点を付与する対象とならない提案で、実施義務が無いものを施工する場合】

上記記載以外については、加算点を付与する対象とならず実施義務が無い提案及び設計図書に基づき施工します。

入札説明書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

印

支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長 殿

参考資料 6 入札時提案書（技術提案評価型（S型） [WTO型含む]）

※標準案を提出した場合

提 案 書

「〇〇〇〇工事」に係る性能・機能及び特別な安全対策は施工計画（標準案）のとおりである。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長 殿

更 新 履 歴

公表年月日	更新内容及び更新箇所	適用年月日
H29.4.1	平成 29 年度版公表	H29.4.1
H29.6.8	P30 別紙－2 「企業の施工能力」に関する評価基準 工事成績【必須項目】 ・「表 平成 24～28 年度工事種別平均件数及び平均件数」を追加	H29.6.2